**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第２３回議事録≫

■日　時：平成３１年３月７日(木)　１７：３２～１９：４３

■場　所：大阪市役所　屋上階（Ｐ１）会議室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、

　　　　　八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、

　　　　　守島正委員、藤田あきら委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、

　　　　　土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第23回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

　本日の協議については、代表者会議での協議・調整の結果、まずは１時間の枠配分で各会派から事務局質疑を行い、その後、委員間協議を１時間程度行う予定としております。

　なお、事務局質疑の各会派の持ち時間については、前回と同様、各会派間での調整を行っていただいた結果、維新３分、自民15分、公明30分、共産９分の範囲内として、この順番で行っていただくこととなりました。

　また、委員間協議については、前回に引き続き、お手元に配付いたしております資料をもとに、協議項目ごとの基本的な方向性について行っていただきたいと思います。

　時間が限られておりますので着座したまま発言することとし、適宜資料等を使って質疑、協議を行っていただくことで進めたいと思います。

　なお、発言される場合は、多くの市民、府民の皆様方が視聴されているインターネット配信をしている関係から、まずは挙手をしていただきまして、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

　特に本日は、会場の都合上、ハンドマイクでの発言となります。マイクの本数に限りがありますので、また種類に違いがあるため、机ごとに１本ずつの準備となり、少し聞こえ方が違う場合もあろうかと思います。申しわけございませんが、その点よろしくお願いをいたします。

　それでは事務局質疑から始めたいと思います。

　事務局におきましては、挙手し、職名、氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思います。

　それではまず、維新、横山委員からお願いいたします。横山委員。

（横山委員）

　大阪維新の会、横山です。

　当方からは、事務局に対して、現段階でこれ以上、素案に関する質疑はないということは前回からも申し述べているとおりです。

　また、本日も事務局質疑については維新の会は３分ということで、質問時間の多くを他会派さんにお渡しいたしております。前回も申し上げましたが、本日で出し切っていただくことを強く願うところでございます。

　これまで再三にわたり要望してきました委員間協議が前回ようやく開催されました。前回の委員間協議においては区割り等について協議がなされましたが結論は出ず、１年８カ月、実に本日で23回にわたり協議会が設置されてきましたが、遅々として議論が進んでいない状況です。区割りや区の庁舎の位置、議員定数などは大都市制度議論の入り口でありまして、これだけ時間がかかってようやく委員間協議でこの基本的事項について各会派の考え方が共有されるという状況は余りに遅過ぎると感じています。

　再三再四申し述べていますが、当協議会の役割は規約に定められているとおり特別設置の協定書を策定することです。そのために、それぞれの会派が素案に対する意見を述べ、違う意見があるなら建設的な修正提案を行っていく、この積み重ねにより素案を洗練し、協定書案の策定に向かう、これが議会の議決により定められた規約に基づく当協議会の正しい議論の姿です。本日の委員間協議を通じてさらに議論が深まり、協定書策定に向け大きく前進することを切に願います。

　以上で発言を終わります。

（今井会長）

　次に、自民、花谷委員。

（花谷委員）

　自民党の花谷でございます。

　本日で最後の法定協議会となります。これまで23回にわたり開催を重ねてまいりましたが、法定協は特別区設置協定書の作成を行う場と言われながら、この１年９カ月、何も決まったことはありませんでした。

　そこで最後に、事務局にも改めて確認をしますけども、これまでこの法定協議会において特別区の制度案について確定したことは何一つないですね、事務局に伺います。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区の制度設計につきましては、現在、本協議会におきまして、特別区素案などをもとに特別区設置協定書の作成に向けて委員間協議を進めていただいているところというふうに思っております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　制度案について採決をしたことがあるかどうかということを尋ねてるんですが、もう一度答弁お願いします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　制度案について採決ということは行われておりませんけれども、現在、委員間協議を進めていただいているという状況であると思っております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　制度案について何も確定したことはないということが今の答弁で改めて確認できました。

　次に、昨年、副首都推進局が調査委託をした大都市制度導入に伴う経済効果についてですが、事務局としては素案に基づき算出されたものということでよろしいですか、事務局に伺います。

（今井会長）

　川口課長。

（事務局：川口企画担当課長）

　お答えいたします。

　今回の大都市制度の経済効果に関する調査は、この法定協議会等における大都市制度の効果を定量的に示すべきとの議論を受けまして、法定協や議会等での議論に資することを目的に、算定手法も含めて事業者の専門的知見を活用して効果算出を行うという趣旨で調査を行ったものでございます。

　それぞれの素案をもとに、新たな大都市制度導入による広域機能の強化や基礎自治機能の充実に関する経済効果を数値化することとしたものであり、総合区制度・特別区制度における基礎自治機能や広域機能の違い、区割りや事務分担などが考慮されており、それぞれの素案をもとに算定が行われていると考えてございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　昨年、府議会や市会の場でさんざん経済効果については素案に基づいて算出されたものではないという指摘が行われていましたけども、事務局としては、今の答弁のとおり、今も素案に基づいて算出されたものという理解のようですね。答弁からはそのように受け取りました。

　先ほど特別区の制度案については何も確定したことはないということでしたが、事務局が言うように、経済効果が素案に基づいているということであれば、その経済効果は何も確定していない制度案に基づいて算出された数値ということだと思います。経済効果についてはいまだに副首都推進局のホームページで公表されていますけれども、素案が確定していない以上、公表されている数値も全く無意味な数値だということになります。

　事務局に改めて確認しておきますが、確定した制度案に基づく数値ではない、無意味な数値だということでよろしいですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　手向です。

　先ほど担当課長からご答弁申し上げましたように、今回の経済効果に係る調査については、協議会での議論を受けまして、この法定協議会の場の議論に資することを目的に素案から策定したというものでございます。ただ、内容につきましては、私ども行政ではできない事業者の専門的知見に基づき、理論的に見出される可能性のある数値が実証的に示されたものというふうに思っております。

　また、公表につきましては、私ども行政として法定協議会に、議論に使っていただくべく発注したものでございますので、成果品については、当然、公表、ホームページでオープンにするということは必要だと思っております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　非常に残念な答弁ですね。議論に資するということですけども、議論のもとになっているものが、素案が何も決まっていないわけですから。

　さらには、知事・市長は、明日にでも職を投げ出して、入れかわって選挙に立候補されると言われています。選挙が行われるのであれば、選挙を前に府民、市民の皆さんが誤解されないように、何の意味もない数値ですということをはっきりさせておくべきだと思いますが、局長、改めていかがですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　繰り返しになりますが、行政経費を使いまして作成した経済効果の数値でございますので、それは成果品としてオープンにすることが必要だというふうに思っています。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　府民、市民の方々が誤解しかねない状態ですので、非常に無責任な答弁だと思います。

　大都市制度改革についてはこれまで、協議会だよりが６回、総合区のお知らせが７回、さらに大阪市の区の広報紙でも数度にわたり記事が掲載されています。

　以前指摘したように、府民、市民の皆さんの中には、今も特別区と総合区のどちらかが導入されると誤解されている方も多いのが実情です。知事・市長は、明日にでも辞職をして改めて民意を問うと言われていますが、この法定協議会では特別区設置について何も確定したことはないということを、選挙が始まるまでに協議会だよりで府民、市民に改めて周知すべきだと思いますが、局長、いかがですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　これまでの広報につきましては、特別区の部分については協議会だよりという形で全区に、大阪市内に配布させていただいておりますが、当然、特別区素案は確定したものではなく、協議会において議論中である旨の注釈を入れるなどして、誤解のないように資料として配布させていただいてたものでございます。協議会だよりの発行については、これからの部分についても、毎回、代表者会議で協議・調整いただくことになっておりまして、次回発行については、原稿作成にも時間が必要であることから、これも先日の代表者会議で新しいものについては来年度になる旨ご説明させていただいたところでございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　知事・市長が改めて民意を問うと言われてるんですから、選挙を前に府民、市民の皆さんが誤った情報に基づいて判断されることがないように、大都市制度については何も決まっていませんということを周知徹底すべきだと思います。

　最後に、本日で最後の法定協議会となりますので意見を述べておきます。

　改めて振り返りますと、この１年９カ月、何も決まったことはありません。知事・市長、維新の皆さんは、そもそも府民、市民不在の密約、談合で、制度案を議論する前から住民投票ありきでしたので、事務局から示された特別区素案についても当初から、バージョンアップした、何も変更する必要がないとの評価をされていました。維新の皆さんからすれば法定協議会は、いわば八百長会議を開催し、議論をしましたというアリバイ工作だったのです。そのアリバイ工作に多くの職員、多額の税金を使い、私たちはそれにつき合わされてきたということです。

　一方、維新以外の皆さんの真剣な議論で、素案の中身は前回の住民投票で否決された案と本質的に何も変わっていないということが明白となっております。４年前の住民投票で否決された案と同じものを今さら議論する必要は全くなく、そもそも特別区を設置して何も効果がないことも明らかです。今回、事務局から示されている改革効果額も、前回から名前だけつけかえられているだけで、前回同様、特別区を設置しなくても、今の大阪市のままでも生まれる効果とのことでした。

　また、先ほど質問した経済効果については、1,000万円もの府市の税金をつぎ込んで民間事業者に無理やりはじき出させたものですけども、府議会や市会でさまざまな疑問点が指摘され、結局、法定協議会では議題として取り上げることすらありませんでした。

　つまり、特別区を設置したとしても、ほとんど効果がないばかりか、逆に約1,500億円とも言われる膨大なコストだけが新たに府民、市民にのしかかるだけだということ、さらに言えば、仮に特別区を設置したとしても府と特別区の間にも二重行政が生じる可能性があり、特別区を設置したとしても知事が全てを決められるようになるわけではないことも既に指摘したとおりです。

　知事・市長は常日ごろ、今の知事・市長の人間関係があるからこそ府市の改革が進んだ、人間関係は脆弱なので都構想が必要だと強調されていますけども、知事・市長だけが府市の改革に取り組んだのではありません。地下鉄の民営化や試験研究機関の統合など、我々自民党など維新の皆さん以外の会派も賛成したからこそ実現できたことも多いということを忘れないでいただきたいです。議会も含めて府と市が引き続き連携していけば大都市制度を変更する必要はないことは、この数年間の取組みでむしろ明らかになってきています。

　先日、府議会の代表質問でも指摘したとおり、知事・市長や維新の皆さんが都構想に固執されてきたこの数年間、大阪の経済は全国との比較で見れば低迷が続いています。主な経済指標を見ても、例えば都道府県版ＧＤＰである県内総生産については、平成19年比で全国平均はプラスの伸びを記録しているのに対し、大阪府の28年の府内総生産は98.1％とむしろ減少しています。１人当たりの府民所得についても19年比で97.5％と、全国平均とは逆に大阪は減少しています。さらに、府民の可処分所得の推移を見ますと、全国、東京都、愛知県のいずれにおいても上昇傾向にあるのに対し、大阪府は減少傾向となっています。府民、市民の皆さんは景気がよくなったことを実感できていないということが現実ではないでしょうか。

　このような大阪の厳しい経済の状況、府民、市民の皆さんが生活の豊かさを実感できない現実に対して、大阪経済を立て直し、大阪を成長させるために、府と市が一致団結して戦略的に取り組んでいくということが、今、最優先の課題のはずです。しかしながら、知事・市長は今、成長とは何ら関係のない制度改革である都構想に固執し、二度目の住民投票が実現できないと見るや、全てを放り出し、明日にも辞職されようとしています。

　これまで議会や法定協において私たちが明らかにしてきたとおり、大阪の成長と大都市制度改革は直接関係がありません。つまり、制度改革を行ったとしても、大阪経済がそれによりよくなるということはないんです。にもかかわらず全てを放り出そうとしている今の知事・市長の姿勢は、大阪の将来にとってまさに無責任以外の何物でもありません。無駄に時を費やしているときではありません。大阪の成長とは直接関係ない都構想の無駄な議論に固執することは即刻取りやめ、足腰の強い大阪経済をつくり上げるため、府と市が一致団結して大阪の成長のために施策に注力すべきです。

　これまで会長の恣意的な強引な法定協の運営について数度にわたり問題点を指摘してきましたが、もはや法定協の運営についてとやかく申し上げる段階ではありません。この１年９カ月の間、何も決まっていないのであれば、即刻採決し、特別区設置を否決し、すぐに法定協を廃止すべきです。何度も繰り返しますが、都構想が必要でないことは既に住民投票で決着済みの話です。大阪の将来のためにも一刻も早く協議会を閉じるべきです。

　以上で自民党からの質問を終えます。

（今井会長）

　次に、公明、土岐委員。

（土岐委員）

　公明党の土岐でございます。

　私のほうから質問させていただきます。

　これまで何度も申し上げてきましたけれども、一度大阪市を廃止してしまえば、現行法制では二度と戻ることができないということであります。したがって、我が会派としては、どこまでもこのスケジュールありきではなくて、また特別区素案ありきでもなく、どこまでもこの基礎自治の充実という市民目線に立って、真摯な議論を展開いたしてまいりました。

　本日は、前回の議論の積み残しであります、いわゆる一部事務組合、これを中心に質疑をさせていただきたいと思いますけれども、大阪市を存続させたまま、政令指定都市としての強みを最大限に発揮できる総合区制度と、そして大阪市を廃止・分割してしまう特別区制度の違い、これを明らかにしていきたいと、このように思います。

　会長、資料の配付の許可をお願いいたします。

（今井会長）

　はいどうぞ。

（土岐委員）

　これから資料を３枚お配りいたします。順次ご覧いただきたいと思います。

　３枚お配りいたしておりますが、まず１枚目は前回の法定協議会における配付資料です。平成25年10月30日のものであります。２枚目は、前回の法定協議会で私が質疑をいたしまして、事務局のほうから、特別区設置の日に一部事務組合の設置をすることについて総務省に確認したところ特段の支障はないという答弁がありましたので、それではその内容がわかる文書の提出を求めたところ事務局から示されましたので、約１カ月後の平成25年11月29日の資料であります。同じようなものが、資料の表は各府省庁の質問意見に対する回答というやつ、これは同じものが２枚ありますけども、日にちのところを見てください。１枚目、前回お配りしたのは平成25年10月30日付です。そして今回、新たに事務局のほうから出されたのは、その後の１カ月後の25年の11月29日のものであります。

　これを見ますと、２枚目の真ん中あたりに、新たに設置される特別区のみで組織する一部事務組合等については、特別区がその設置後に判断すべきと考えるが、専決処分で対応することも検討されたいと、こういうふうに記載されてあるわけです。

　この２つの資料を見比べますと、確かに２枚目の資料には専決処分で対応することも検討されたい、こういう記載はあるわけでありますけども、両方ともに、特別区が設置されてから特別区自身が判断するというのが法の趣旨から自然な考え方であるという認識である、特別区がその設置後に判断すべきだと、こういうふうに総務省は言ってるわけです。そのように、総務省としてはどこまでも、特別区設置のときに同時に一部事務組合をつくるんではなくて、特別区を設置した後に特別区の判断に委ねるという、これが法の趣旨から自然な考え方であるというのが基本の認識であります。いずれにせよ、どちらも前回の住民投票で否決されたときの協議会の資料です。５年前です、平成25年ですから。

　協議会が設置されて今回は新たに一からこの議論をしている以上、現段階での総務省の認識、特に特別区設置時に専決処分というイレギュラーな形をとってまで一部事務組合を設置することが法律の趣旨から考えて自然な考え方なのかどうかと、こういうことを文書で総務省に確認すべきであるというふうに、ここは強く指摘をいたしておきたいと思います。

　それで、我が会派としては、特別区設置時に一部事務組合を設置するべきではないと、こういう考え方であります。特別区か大阪府か、いずれかに事務を仕分ければええわけです。前回の質疑でも確認しましたけれども、この特別区素案では専決処分という極めてイレギュラーな手続をとってまでして、特別区設置時に一部事務組合を設置しようとしてるわけです。これは大きな問題だと言ってるわけです。先ほど横山委員は、建設的な意見があれば、修正案があれば出してくださいということですけども、これが私どもの意見です。修正案ですから。修正していただきたいと思います。

　一部事務組合を設置する目的というのは、特別区の公平性や効率性・専門性の確保ということで言われてますけれども、目的を達成するためには一部事務組合を設置しなくてもできる方法があるということを申し上げて、そういう観点から個々の具体の質問をさせていただきたいと思います。

　それでまず、一部事務組合に移管する事務というのは大きく３つに分類されています。１つはいわゆる介護保険など、特別区設置後も法律上４つの特別区が行うとされている事務です。これが１つ目です。２つ目は児童自立支援施設、そして生活保護施設の認可や動物管理センターの事務、そういったものについては、特別区設置後は法令上、これは大阪府が行うというふうにされている事務であります。これも入ってます。３つ目は中央体育館や大阪プールなどの任意事務、こういったものがあるわけであります。

　１つ目の介護保険など特別区設置後も法令上４つの特別区が行うこととされている事務は、特別区設置時においては一部事務組合ではなくてそれぞれの特別区で行うべきなんです。また、それぞれの特別区がその地域の状況を踏まえてみずから実施すべきです。まさに特別区長のマネジメントで進めていくということです。

　２つ目の児童自立支援施設、生活保護施設の認可や、先ほど言いました動物管理センターなどの事務は、特別区設置後は、これは法令上は大阪府の事務なんです。ですから、大阪府が事務を実施すれば、先ほどのいわゆる一部事務組合を設置しなければならないという目的は十分これで果たせるわけです。何も一部事務組合をつくらなくても。

　この２つ目の事務について確認したいと思いますけども、まず、素案では、これらの特別区設置後は法令上大阪府が行うこととされている事務を、一部事務組合の事務とするとともに、４つの特別区からの分担金を充てています。特別区設置時に大阪府の事務を一部事務組合が行うには、事務権限、そして財源、それぞれについて、大阪府から４つの特別区に対して、また４つの特別区から一部事務組合に対して、さまざまな手続が必要になってくるわけです。大変複雑な手続が必要になってきます。いつ、誰が、どのような手続を行うことになるのか、事務に係る手続と、それから財源に係る手続に分けて具体的にお示しをいただきたいと思います。

　そしてあわせて、これらの事務を、法令に定められているとおり、大阪府の事務とした場合の手続はどうなるのか、この点も含めてあわせてご答弁願います。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　委員お示しの２つ目の事務、これらにつきましては、いずれも住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるという判断から、まずは特別区の事務に仕分けてございます。その上で、これらの施設は１カ所しかなく、特別区の区域を越えて利用される施設であり、住民負担やサービスの公平性を確保する観点から一部事務組合で実施するという形をとったものでございます。

　それから手続でございますけれども、これらの事務、中核市以上の権限の事務につきましては、まずは仕分け先である特別区が事務を実施できるよう、大阪府から特別区へ事務を移譲し、その上で特別区間で共同処理ができるよう一部事務組合を設立する手続が必要となります。そのため、特別区設置の日において、まず大阪府が事務処理特例条例を定め、事務を特別区に移譲するということをするとともに、特別区の職務執行者である元大阪市長が専決処分により一部事務組合の規約を定め、知事の許可を得て一部事務組合を設立することになります。これらの一連の手続は、特別区設置の日に全て同日付で行うことになります。

　それから、一部事務組合で実施する事務に係る財源につきましては、特別区に配分された財政調整財源等から分担金として支弁されることとなりますが、各特別区の負担割合などは特別区の設置準備期間中に検討し、特別区設置の日に職務執行者が専決処分により一部事務組合の規約を定めることとなります。

　また、最後にお聞きになられました、仮にお示しのこれらの事務を大阪府が実施するとした場合は、さきに述べたような特段の手続は必要なく、特別区設置により大阪市が廃止されることに伴い大阪府が実施することとなります。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　今、最初におっしゃっていただいたように、要するにそういうややこしい手続をとらなくても大阪府が実施できるわけですよ。大阪市が廃止されることに伴って大阪府が実施することができると、特段の手続は必要ないと、こういうことであります。非常に複雑な手法をとるようになっています。

　それでは次にお聞きします。中央体育館や大阪プールなどの任意事務についてお伺いします。先月25日の大阪市の大都市・税財政特別委員会で、隣にお座りですけども、自民党の川嶋委員の質問で副首都局長は次のような答弁をされています。どういう答弁か。新しく特別区設置後の大阪府は、都道府県事務と、そして一部の市町村事務を並行して実施する、そういう性格になりますと、こうおっしゃってる。２つ。

　一部事務組合に移管する中央体育館などの任意事務についても、特別区の事務とするか、仮に特別区の公平性とか効率性・専門性の確保が必要ということであれば、特別区設置後は市町村事務を実施することになる大阪府に移管すればいいわけです。そうですよね。素案で大阪府に移管するとされている高等学校、あるいは公園などの大阪全体の事務ではなく、一部事務組合に移管するとされている中央体育館などの任意事務こそが、特別区設置の一体性・統一性を確保するための市町村事務にこれは当たるわけです。市町村事務です。ですから、これらの事務を大阪府に移管することができると思います。移管するに当たっては何か法律上の制約はあるでしょうか。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　任意事務につきましては法令に基づくものではございませんので、大阪府に移管するに当たり法律上の制約はございませんが……。

（土岐委員）

　はい、それで結構です。それがわかればオーケーです。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　法律上の制約はないと、こういうことであります。そうすれば、素案を修正して特別区に移管するか、特別区域内の公平性・統一性というふうに必要というのであれば、これを大阪府の事務とすればいいわけです。そうしたとしても、仮にそうなったとしても、素案で掲げられている一部事務組合の設置目的は十分に達成されています。修正すべきだというふうに思います。

　一部事務組合の観点については、各特別区長、これは前回の質疑をお聞きになってない方はちょっとわかりにくいかもわかりませんけども、一部事務組合というのは特別区とは別に新たな地方自治体なんですよ。これをつくろうとしてるわけですから。この特別区設置の観点を申し上げると、特別区長、各特別区議会議員がまだいてないんです。まだいてない間に、特別区設置の日において一部事務組合をつくるとすると、こういう制度になってるんですよ。とんでもないと思います。そういうことにすると大きな問題があります。５点申し上げます。

　１つは、特別区議会の意思、すなわち住民の意思が全く反映されていないまま一部事務組合が設置されてしまうということです。これは大きな問題です。

　それから２つ目、そのため総務省の認識とは異なって、専決処分というイレギュラーな方法をとらざるを得ない。総務省は、特別区設置ができてから特別区長が判断したらいいと言うてるわけですよ。特別区議会で判断して、入るか決めたらいいと言うてるわけですよ。大きな問題です。

　そしてまた、大阪市長が複数、４つですよ、特別区は今４つで素案が出されてますから、この４つの特別区の意思を独断で決めるという、そういう観点からこれは非常に疑義があります。

　さらに４つ目は、この間、大阪市の大都市・税財政特別委員会でも議論ありましたけども、一部事務組合というのは一度入ると実質的には脱退が非常に困難で、将来の特別区の意思を勝手に拘束してしまうということなんです。

　そして、最後５つ目は、一部事務組合も一つの地方公共団体です。一部事務組合を設置するというのは一部事務組合の条例もつくらなあかん、予算などが別途必要です。それらを審議していく一部事務組合の議会の設置もしなければなりません。構成団体間の調整など、さまざまな手続や手間が発生して、事務が非常に複雑になってしまいます。目に見えないコストが発生するということです。だから、大阪府と一部事務組合と特別区と三重行政だと言ってるわけですよ。

　我が会派としては、これまでの質疑で確認したように、特別区設置時においていろいろ疑義のあるこの一部事務組合を設置するという手段をわざわざとらなくても一部事務組合の設置目的は十分達成できると、したがって特別区設置時において一部事務組合を設置するべきではない、特別区か大阪府かいずれかに事務を分けて、そして特別区素案を修正すべきであると、このように申し上げておきたいと思います。

　一部事務組合の質疑については以上で終わらせていただきます。

　それで、この間、これまで法定協議会を重ねてまいりました。そこで、最終ということでありますので、本日は、私ども公明党のこれまでの法定協議会を通しての考え方、意見、これを八重樫代表のほうからまず述べさせていただきたいと思います。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　私のほうから意見を申し上げたいと思います。松井知事、吉村市長には、ぜひよく聞いていただきたいと思います。

　私ども公明党は、公党間で約束した慎重かつ丁寧な議論を尽くすことを大前提に、知事・市長の任期中に住民投票を実施することをめざし、法定協議会での丁寧な議論に鋭意努力してまいりました。大阪市の大都市・税財政特別委員会においても全く同じであります。

　しかし、一部報道によりますと、松井知事は本日の法定協で住民投票への工程について同意を求める意向であるというふうに伝えられております。もしこれが事実であれば、ここで私ども公明党の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

　我が党は、大阪が世界に冠たる都市に発展するためさらなる改革を進めるべきと、そういう府民、市民の民意を重く受けとめて真摯に議論をしてまいりました。そして、今後はこれまでの議論をさらに充実、深化させて、選挙後の新たな議会において結論を得るべきであるというふうに考えております。

　ただし、そのためには、知事・市長が、議会における言動、議事進行の強引な手法を改めていただき、議会における合意形成のために努力を尽くしていただくことが条件です。まして大阪市廃止の住民投票は４年前に既に否決されております。知事には、このときの半数を超える70万5,585人の大阪市民が反対した民意を軽々しく考えないでいただきたい。そして、もう一度、住民投票で大阪市民の方に判断をお願いしたいと言うのであれば、府民、市民の理解が深まるために、また議会の合意形成を図るために、それこそありとあらゆる手段を使って努力すべきではないでしょうか。したがって、スケジュールのみを切り離して法定協の場で同意を求めようとすることは、まさに本末転倒であり、我々は応じるわけにはまいりません。

　大阪は今、2025年に大阪関西万博が決まり、世界中から注目される千載一遇のチャンスを迎えております。６月に迫ったＧ20では、世界の主要な政治家が一堂にこの大阪に参ります。世界の大阪をアピールし、成長の飛躍台にできるチャンスのときに、大阪を分断すべきかどうか、知事には大阪府の行政の長にふさわしい責任感に立ってよくよく考えていただきたいと思います。

　続いて、土岐委員から意見を申し述べます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　それでは、引き続いて私のほうからも意見を述べさせていただきたいと思います。

　私は大阪市会議員でございますので、今、大阪市民の皆さんのお一人お一人のお声として直接私のもとに聞こえてくるのは、今の法定協議会では一体何をやっているのかと、さっぱりわからないというお声が多いわけです。知事のもとには届いてるかもわかりません。知事が住民投票のスケジュールだけに執着する余り、いかに府民、市民を置き去りにした住民不在、そして住民無視の議論に陥っているかということであります。反対する政党、会派の意見には耳も傾けず、議会の合意形成の努力を放棄する、そしてまた、大阪市民の皆さんに否決された協定書と何が変わったのかということも理解されないまま、強引に住民投票に突き進もうとしているということであります。そして、自分の思いどおりにいかなければ、任期途中で投げ出して、税金を無駄遣いしてでも選挙に打って出る、こういう報道がされているわけであります。仮にそうであるならば、知事としての職務職責の放棄だというふうに言わなければなりません。こういった批判は避けられないと思いますよ。

　私たちは、税金の無駄遣いを省いて大阪を改革する、このことは絶対に必要だと考えています。だからこそ、この場に臨んで真摯な議論に進めているわけであります。公党間で合意した慎重かつ丁寧な議論を尽くすということを前提に住民投票を実施すると、こういう私たちの方針は今も何も変わっていません。一貫しています。このことを私のほうから改めて明言しておきたいと思います。

　以上で終了いたします。

（今井会長）

　次に、共産、山中委員。

（山中委員）

　前回も申し上げましたとおり、大阪市廃止・分割については４年前の住民投票で決着済みです。そして今や議会でももう結論は出ていると思います。さらに、この間の会長の運営も、知事・市長の一連の発言も目に余るものがあり、議論を続ける環境も必要性も全くありません。したがって議論を打ち切るべきだと考えますので、事務局にお聞きすることはございません。

　以上です。

（今井会長）

　これで事務局質疑は終了いたしました。

　引き続き、委員間協議に入りたいと思います。

　松井委員。

（松井委員）

　今、公明党さん、八重樫委員、土岐委員からスケジュールの話ありまして、僕が無責任だと、こういうお話でした。委員間協議で、今日最後の法定協議会ですから、お聞きしたいんです。

　スケジュールについて、今、我々が、知事・市長本来任期の中で、具体的に法定協議会を取りまとめる時期、それから知事・市長任期の中で、要は議会の同意いただけるという時期については、公明党さんからはこれまで誰一人その時期について明言された人はないということですね。これ、ちょっと本当に、ここ一番大事。

（土岐委員）

　今、私申し上げましたでしょう。

（今井会長）

　土岐委員。どうぞ。

（土岐委員）

　今、私申し上げましたでしょう。公明党の姿勢は一貫していると言うたじゃありませんか。

（松井委員）

　僕がお聞きしたいのは、八重樫さんにもお聞きしたい……。

（土岐委員）

　何を聞いてるんです、それは。

（松井委員）

　いやいや、だから八重樫さんにもお聞きしたい。僕が一方的にこの日程感をつくってるということですか。

（土岐委員）

　ですからさっき言うたやないですか、私たちの方針は変わっていませんと。むしろですね、むしろ協議会を停滞させたんはどこに原因があると思っています。私たちが言うた事務方質疑で、資料出してください、出てきてないやないですか。

（松井委員）

　いや、土岐さん……。

（土岐委員）

　どうしてそれが……。

（松井委員）

　土岐さん、ごまかさないでください。

（土岐委員）

　何もごまかして……事実を言ってるんです。何を言ってるんです。

（松井委員）

　だから今回、公明党さんの提案に基づいて、僕は任期の扱いについては譲っております。これは認めてもらえるんですか。

（八重樫委員）

　譲ってるんではなくて……。

（土岐委員）

　意味がわかりません。

（今井会長）

　ちょっと待って、ちょっと待って。

（松井委員）

　八重樫さん、いいですか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（土岐委員）

　ちょっと待ってください。今、私は一貫して変わってないとさっき言うたでしょう。

（今井会長）

　待って、ちょっとばらばらやから。

　松井委員、整理して、整理して。ちょっと、松井委員から整理して。

（松井委員）

　ちょっと整理させてください。

（土岐委員）

　私が言うてるのをわからへんと言うから私が説明してますねん。

（今井会長）

　整理して、整理。

　土岐委員、ちょっと待って。

　松井委員から整理して。

（松井委員）

　土岐委員、ちょっと整理させてください。

　土岐委員、八重樫委員からは……。

（土岐委員）

　整理させてくれって、私が整理して言いましたがな。

（松井委員）

　今、スケジュールありきじゃないと。スケジュールを……。

（土岐委員）

　スケジュールありきではないですよ、そら。

（松井委員）

　ええ。でもスケジュールは、何度も申し上げてますけど、合意は公党間の合意だとおっしゃってますよね。

（土岐委員）

　そうですよ。

それを抜かしてるからそうなってしまってるんです。

（松井委員）

　公党間の合意の中で、具体的な工程表について、これ僕から一方的に皆さんにお願いしてるのかどうかを、皆さんはどう捉えてるのかを教えてもらいたいんです。僕は一方的でしょうか、これは。

（土岐委員）

　その工程表がどうのこうの言うよりもね……。

（今井会長）

　土岐委員。

　土岐委員しゃべってください。はい。

（土岐委員）

　工程表がどうのこうの言うよりも、我が党の姿勢は変わってないということです、一貫して。それをね、細かい詰めをね、そんなことはやってきてないですよ。

（守島委員）

　スケジュールの提案、自分からしたかどうかと言ってるんです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　土岐委員、工程表どうのこうのはちょっと、先ほど、以前に僕におっしゃったこととちょっと矛盾するじゃないですか。僕が一方的に具体的な日程を提示したのがおかしいとおっしゃってるわけですよ、先ほどの話では。八重樫委員も。

（八重樫委員）

　すみません、八重樫。

（松井委員）

　ええ、ですからここをお聞きしたいんです。そこまでおっしゃるんなら、今回僕が提案させていただいている具体的な日程は、僕が一方的ですか。ここをお答え願いたい。

（今井会長）

　ちょっと待って。

　ほんなら、はい、八重樫さん。

（八重樫委員）

　法定協を設置するときから一貫して変わってないわけですよ。知事・市長の任期までにということで、そこを合意して。ただ、知事は、いつも忘れてるのは、前提条件を完全に無視してるんですよ。そういう議論することをすっ飛ばして…

（川崎委員）

　そんなこと聞いてないっていうねん。

（八重樫委員）

　そこだけにこだわってるからおかしいと言ってるだけで、前提条件をちゃんと読んでやってください。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　八重樫委員が先ほど僕に対する批判の中で、要は公明党は態度は変えてないと、ところが松井が、知事が一方的に具体的な日程を提示するのがこれは無責任だとおっしゃったわけですよね。これは、ですから聞いてるんです、僕から一方的に……。

（八重樫委員）

　一方的にとは言ってないです。

（松井委員）

　いや、今、土岐委員はうんと言われてる。僕から一方的ですか、土岐委員。

（今井会長）

　ちょっと待って。

　松井委員、先しゃべって。

（土岐委員）

　これはね、これは要するに……。

（今井会長）

　はい、土岐委員。

（土岐委員）

　これは、要するに、議論が進む過程の中で、私たちが一番最重要視してるのは、今も申し上げたように慎重かつ丁寧な議論を尽くすことを前提にですよ。前提条件が崩れたら進めないやないですか。誰が進めないようにしてるんです。

（今井会長）

　松井委員。

（土岐委員）

　そんなことばかり言わんと中身の議論を早よやってくださいよ。

（松井委員）

　土岐委員、先ほどそこまでおっしゃったんだから、知事が無責任だとおっしゃる……。

（土岐委員）

　十分答えてますがな。

（松井委員）

　だから、全く答えられてないじゃないですか。僕が今お聞きしてんのは、要は今回の公党間の合意に基づく中で、具体的な日程を松井が勝手に皆さんにお願いしたんですか。これ一方的ですか、僕が。これだけね……いや、一方的やとおっしゃるからですよ。これは一方的なのかどうかをちょっと本当にはっきりさせてもらいたいんです。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　私が先ほど申し上げたプリント、自分でつくってきたプリントを持ってますけども、一方的にという文言はありません。

（八重樫委員）

　私の文章にもありません。

（土岐委員）

　それは単なるすりかえです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　じゃあ、その文章を後でちょっといただきたい。

（土岐委員）

　渡しません。

（松井委員）

　渡しません……。

（土岐委員）

　そんなん後で議事録を確認したらよろしいやんか。何のためにやってますねん、そんなん。

（松井委員）

　わかりました。議事録を確認。

　これは、僕が一方的じゃないということは、おっしゃってないということは、この具体的な日程についてはいろんな形でこの日程感の話がありました。一切公明党さんは承知しない中でこの日程感の話は出たんでしょうか。

（八重樫委員）

　だから、さっきから言ってますけど……。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　議論をすることを前提に言ってるわけであって、知事と市長の民意を受けて任期中にという文言を入れてるだけであって、その前に議論を尽くすことを前提にですよ、そこを知事は完全に欠落してるんですよ。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　じゃあ、八重樫委員にお聞きします、八重樫委員に。議論を尽くすことという話の中で、じゃあ先ほどから事務方協議の中で経済効果の議論も出ましたけど、経済効果を算出した専門の……。

（土岐委員）

　私は経済効果の議論はしてませんよ、一部事務組合を言うたんですよ。

（松井委員）

　一部事務組合おっしゃりましたけども……。

（土岐委員）

　一部事務組合で言うてください、そしたら。

（松井委員）

　いや、経済効果の議論も……。

（土岐委員）

　経済効果なんか私は言うてませんがな。

（松井委員）

　いや、どちらが言ってるとか、今ね、慎重な議論……。

（土岐委員）

　いや、どちらが言うてるって、私に質問してるんでしょう。私は経済効果の質問やなくて一部事務組合をやったんです。

（河崎委員）

　会長、ちょっと整理してください。

（今井会長）

　ちょっと待って。

　整理したいと思うんで、松井委員、もう一回整理して。ちょっとばらばらになってるから。

（松井委員）

　だから公明党さんにちょっとお聞きしたい。慎重な議論というのは経済効果の議論もこれは必要でした。必要でしたよ、これは、経済効果の議論は。あるかないかで意見分かれるわけです。慎重で丁寧な議論とおっしゃる中で、皆さんは、経済効果を算出した専門家が入った会議も、これは法定協でこれをやるべきじゃないとおっしゃったし、専門家の皆さんを特別お呼びしたそういう議論の場にもご出席をなさりませんでした。これは、慎重で丁寧なと言われる中でね、なぜ経済効果の議論すら皆さんはご参加されなかったんでしょうか。

（土岐委員）

　それは場外で勝手にやってるからですよ。

（今井会長）

　わかりました。これ、ちょっと引き取ります、引き取ります。

　すみません。ここからはお手元に配付しております資料をもとに委員間協議をさらに進めたいと、こう思います。

　資料１－１を見ていただきたいというように思います。

　前回に引き続き、本資料に記載している項目ごとに、まず素案の変更などのご意見がないかをお伺いして、その後、各項目の方向性について委員間で議論していただく形で進めたいと思います。本日いただいた議論については、こちらで整理をして、委員の皆様方に方向性をご確認いただいた上で、協定書案の作成を行いたいと思っております。

　それでは、まず最初に事務分担からご協議いただきたいと思います。

　事務分担についてですが、素案では、現行法制度の枠組みにとらわれず、基礎自治体・特別区と広域自治体・大阪府の役割分担を徹底することとし、特別区と大阪府それぞれが担う事務を記載しています。

　また、特別区が法令などにより処理する事務と異なる事務は事務処理特例条例などで事務移譲することを基本とすること、これまでの特色ある住民サービスはその水準維持に努めること、専門性や公平性・効率性が特に必要な特別区の事務は一部事務組合や機関などの共同設置により行うことなどを記載しております。

　なお、これまでの協議の中では、介護保険事業について、一般的には特別区で実施することが基本であるとの提案がありましたが、これらの項目について、このほかに特に具体的なご提案がありましたらいただきたいと思います。

　土岐委員。

（土岐委員）

　それでは、一部事務組合の、今、会長がご提示されました介護保険事業、この辺から入っていただきたいと思いますが。

（今井会長）

　どうぞ。

　え、意見ないん。具体的に言うてください。

（土岐委員）

　具体的にですね。

（今井会長）

　はい。

（土岐委員）

　私は、先ほどの事務方質疑で一部事務組合を設置する必要はないと、ですから特別区素案を修正すべきだと、こう言うてるわけです。介護保険制度というのは一部事務組合に入ってますから、それは違うだろうと、そういうことです。

（今井会長）

　修正すべきという。

（土岐委員）

　修正すべきということです。これが私どもの意見。

（今井会長）

　はい。

　今、土岐委員からご意見ございました。ほかにご意見ございますかね。

　横山委員。

（横山委員）

　そのご意見に関して、その点、ちょっとそもそも論なんですが、前回もちょっと申し上げたとおり、一部事務組合に渡される事務はおととしの８月の時点で既にわかってたわけなんですね。何が言いたいかというと、一部事務組合が特別区設置後になるという点はそのときから既に議論されてたことで、我々がそのお伝えしてる建設的な議論をというのは、例えばですね、介護保険事業に関してはちょっとどうかなとかいう議論であれば、僕らもそれは建設的な……。

（土岐委員）

　やってましたよ。

（横山委員）

　ただ、一組をそもそも冒頭から設置しないという議論は、私、これは少し、それが丁寧な議論かと言われるとちょっと。

（土岐委員）

　ああ、そうか。一足飛びやね。

（横山委員）

　そうなんです。

（土岐委員）

　じゃあ、まず一組……。

（今井会長）

　土岐先生、先、意見。

（土岐委員）

　わかりました。

（横山委員）

　僕ら、再三にわたって委員間協議を申し上げてきてですね、こういう意見ができるだけ早くあれば、もっと活発な議論ができたはずなのにですよ、今になって、もうおととしに出てたことを今になってちゃぶ台返されてもちょっと僕らは。そもそも一組は特別区法では……。

（土岐委員）

　ちゃぶ台返す……。先ほど花谷委員……。

（今井会長）

　ちょっと待ってくださいね。

（横山委員）

　まずこの点で。

（土岐委員）

　はい、わかりました。

（横山委員）

　その上で、介護保険事業に関しては一組はすべきではないと、それは、僕らは、基本は特別区間で差異が出るべきではないと思ってますので介護保険も入るべきだと思いますけども……。

（土岐委員）

　特別区やね。じゃあ意見は一緒なわけや。介護事業……。

（横山委員）

　いえいえ、あの、一組でやるべき。

（土岐委員）

　ああ、一組でやるべき。

（横山委員）

　はい。それは、特別区間というか特別区全体で差異が出るべきではないから一組でやるべきという意見なんですが、そうでないとおっしゃられるんであれば、例えば介護保険に関しては差異が出たとしても特別区間の切磋琢磨でやるべきだ等の意見があれば、これが建設的な議論だと思うので……。

（土岐委員）

　なるほど、なるほど。

（横山委員）

　一組そもそもの制度を、今ちゃぶ台返しされるのは、僕は困ります。

（土岐委員）

　わかりました。一足飛びに……。

（今井会長）

　それでよろしいか。

　土岐委員。

（土岐委員）

　それが一足飛びだと言われたら、確かにそのとおりかもわかりません。ですから、まずは介護保険事業、それから大阪府へ移管される事務ですね。本来大阪府ですればいいのを一部事務組合に入れてる。それから大阪プール、あるいは先ほども言うたようなものが、任意事務ですね、そういったものもあるわけですよ。いろいろ入ってますね。これ、よく見てもらったらわかると思います。

　じゃあ、お聞きしますけどね、介護保険事業は一組へいって、いわゆる高齢者施策はどこへいくんですか。

　特別区へいくんですね。じゃあ、お聞きしますけども、具体的に基礎自治体やから大阪市会議員の方にお聞きしたいと思いますけど、介護保険事業、これの保険料の算定するに当たって大きな影響が出るのは何ですか。山下委員。

（横山委員）

　指名じゃなくても。

（今井会長）

　もし答えれるんであれば市会議員。

　委員間協議、どうぞやってください。

（土岐委員）

　介護保険料を算定するときに最大の要素は何ですかということですよ。介護保険料を算定する場合に。

（今井会長）

　河崎委員。

（河崎委員）

　すみません。この議論の前提で事務局に１点確認したいんですけど……。

（土岐委員）

　いや、今私が聞いてるんです。途中で何を言うてるんですか。

（河崎委員）

　一組の話なんです。

（土岐委員）

　一組の話じゃなく介護事業保険。

（河崎委員）

　一組の話で、本来府でやるべき仕事を一組に入れてるものってありますかね、事務局のほう。

（今井会長）

　これ事務局。

（松井委員）

　ちょっと待ってください。介護保険料を算定するにあたって……。

（今井会長）

　ちょっとまって、ばらばらなってるから。

（土岐委員）

　それやったらもっと事務方質疑で聞いたらよろしいねん。

（河崎委員）

　違う違う、僕は、土岐さんの事実誤認あると思ってます。

（松井委員）

　土岐委員、僕から答えさせてもらいます。介護保険料を算定するに当たって一番大きな影響になるのは所得ですよね。まず世帯所得。

（土岐委員）

　間違いです。

（松井委員）

　それから各人口構造。どれだけ医療費がそのエリアで上がってるかですよ。

（土岐委員）

　間違いですね。

　はい、会長。

（今井会長）

　ちょっと待って、ちょっと待って。

　辻本課長。事務方ちょっと答えて。事務方答えて。辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　すみません。事務事業課長、辻本でございます。

　介護保険を一組に仕分けというか、仕分けは特別区にした上で一組で実施するとした一番最大の要件は、先ほど委員がおっしゃったような区間格差ということ。その区間格差、保険料の格差ということになるんですけれども、一番大きいのは。それを決定づけるのはやはり被保険者数とか介護保険の認定……。

（土岐委員）

　そういうことを聞いてんのと違うやないの、あんた。大阪府へいく事務は何かと言うてはんねや。

（今井会長）

　ほんだら手向局長、ちょっと答えて。

（土岐委員）

　ええかげんなこと言うたらあきませんよ。

（今井会長）

　土岐さん、土岐さん、ちょっともう。

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　副首都推進局長、手向です。

　素案で一部事務組合の事務にしたのは介護保険事業といわゆるシステム関係。システム関係は、各特別区で整備するよりも共同化したほうが効率的ということで一組にしております。それはまさに特別区で使うシステムですので、大阪府に持っていくような性質でないと思っております。

　それから、施設の管理については、分類上、福祉施設、市民利用施設というのが大きくはありますが、福祉施設につきましては、児童自立支援施設や児童養護施設については、いわゆる児相を持ってる特別区が入所施設についても直接所管してるほうがやっぱり望ましいんじゃないのかという、これは大阪市と府も交えた部局間の意見交換の中で、やはりセットだということで特別区にしたものでございます。

（土岐委員）

　特別区にしたんですか。逆でしょう。

（事務局：手向副首都推進局長）

　基礎が持つべきとしたものでございます。ただ、基礎が持つべきとしたわけでございますが、やはり施設に偏在があって、ある特別区だけの施設としてしまうと他の区の住民の利用に支障が生じる可能性があるということで……。

（土岐委員）

　端的に言うてくださいよ。入ってるやつは何かと聞いてはんねや。

（事務局：手向副首都推進局長）

　そういう意味では、本来、大阪府に持っていくやつは入っておりません。

（河崎委員）

　そうなんですよ。

（事務局：手向副首都推進局長）

　基礎が担う、特別区が本来担うべき事務を特別区の事務として、それを共同化するということで一組にしたものでございます。

（土岐委員）

　ほんならさっき私が質問したん何で答えたんです。私がさっき言いました……。

（河崎委員）

　途中で遮ってはったんですよ。

（今井会長）

　ちょっとちょっと。

　土岐さん、ちょっと丁寧に。

（土岐委員）

　先ほど、私が質疑で、要するに一部事務組合に移管する事務は大きく分けて３つに分かれますよと、こう言いましたね。１つは介護保険など特別区設置後も法令上４つの特別区が行うこととされている事務ですよ。問題はこの２つ目ですよ。今、局長もちょっと言いはったけど。いわゆる児相です、児童自立支援施設。これは大阪府の高槻市にある阿武山学園、そうですね。それから生活保護施設の認可。認可ですよ。それから動物管理センター。こういった事務、これについては、特別区設置後は法令上は大阪府が行うということにされてるわけでしょう。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　そこは誤解があると思いますが……。

（土岐委員）

　そうやってさっき答弁しはったやないですか。

（事務局：手向副首都推進局長）

　今回、特別区の……。

（土岐委員）

　何でそのときに言えへんの。

（今井会長）

　土岐さん、土岐さん、ちょっと。

（事務局：手向副首都推進局長）

　特別区の事務は、中核市並みの権限を持った自治体をつくるということでございます。中核市並みの自治体の事務がベースなんですが、住民の生活に身近な事務は、たとえ政令市が本来担うような事務であっても、特別区に持っていくということを事務分担の考え方で整理させていただいたと思います。そういう意味では、今、例示に挙がってた福祉施設というのは、広域団体が担うよりも大阪市から特別区に事業として持っていくことがふさわしいという判断をして、素案上はそちらに位置づけたものでございます。

　それから、もう一点の市民利用施設は、その名前のとおり、今の大阪市民の方が基本的に利用されている体育館でありますとか、プールでありますとか、障がい者スポーツセンター、ございます。これらは基礎自治体である市民の利用が中心になっておりますので、市民利用ということで特別区が管理する。ただし、これも先ほどと同様で、ある施設の所在区だけに任せれば利用の優先度に偏り等が生じる可能性がありますので、共同で管理するとして一組にしたものでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　いろいろややこしいこと言いはったけども、結論づけて言えば一部事務組合へいってるわけでしょう。いってるか、いってへんかで答えてくださいよ、いろいろ言いはったけど。

　もう一遍言いますよ。今言うてはんのは、要するに住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じてやったほうがええから、そうですね、やったほうがええから、これは住民に身近なところでやったほうがいいから特別区に分けていると。せやけど、それらは１カ所しかないから、１カ所しかないから共同でするから一部事務組合に入れてると、こういうことですね、間違いないですね。

　はい、そういうことです。

（今井会長）

　ほか。河崎委員。

（河崎委員）

　ちょっと考え方をざっくり……。

（土岐委員）

　考え方は今言うたとおりです。

（今井会長）

　ちょっと。

　河崎委員、河崎委員、どうぞどうぞ。

（河崎委員）

　一部事務組合の議論は前回もありました。前回の協定書、一部事務組合あったにもかかわらず賛成されたのは何でなんですか。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　先ほど花谷委員もご指摘されたように、何ら決まったものは一つもありません。

（河崎委員）

　いやいや、前回の法定協で。前回ってあの……。

（土岐委員）

　前回の法定協は我々出てないですよ、最後。お忘れになりましたか。

（河崎委員）

　いや、違います、違います。最後のあれですよ。最後立ちましたよ、公明党の皆さんも、協定書をまとめるときに。

（今井会長）

　議決ね。

（土岐委員）

　前回のときは……。

（河崎委員）

　住民投票をやるという、４年前の法定協議書をまとめるときの議決です。それを、これ一組もあったんですよ。

（土岐委員）

　今回は新しくつくり直してますんでしょ。

（河崎委員）

　だから前回はなぜ賛成したのかを聞いてるんです。

（土岐委員）

　前回はもう否決されて終わってますがな。

（河崎委員）

　それは住民投票が否決されたのであって、僕が聞いてるのは、法定協議会の場で法定協議書を賛成したのはなぜなんですか。一組があったのに何で賛成したんですかと聞いてる。

（土岐委員）

　住民投票に賛成しただけですよ。だから私たちは都構想には反対だという姿勢は一貫してますよ。

（河崎委員）

　はい、わかりました。それはわかってます。

（土岐委員）

　じゃあ、それは置いといてください。介護保険事業に戻してもらえませんかね。

（今井会長）

　はいどうぞ。

　ちょっと待って。介護保険事業。

　中村委員。

（土岐委員）

　介護保険事業とさっき言いましたよ、それ。

　知事はこれは人口だと言いはったけど、それは違いますよ。

（松井委員）

　人口構造ですやん。

高齢者が多かって、介護保険のサービスが多いところは保険料上がるんです。

（今井会長）

　ちょっと松井委員、マイクで。

（松井委員）

　高齢者が多くて介護保険のサービスが非常に多いエリアについては、これは介護保険料は上がります。

（土岐委員）

　そうです。

（松井委員）

　ええ、これは当然の話ですやん。

（土岐委員）

　そうです。

（松井委員）

　今、僕が言ってんのはね、土岐委員が言われるように、大阪市域の中で高齢者の多いところと少ないところ、あるでしょう。それをいきなり特別区に割り振ると、ここで格差が出過ぎますやん。ですから、一旦スタートの時点で、これは一部事務組合で、格差のない現状サービスを今の現状の利用料で受けれるような仕組みを考えたんです。この仕組みは、以前の2015年の法定協議書も同じことを考えました。土岐委員もお忘れやと思うんですけど、そのときに法定協議書の取りまとめでも土岐委員は賛成はされたんです。法定協議書の取りまとめ。2014年の12月の末です。2014年の12月末の法定協議会の取りまとめのときで。年明けてからは、今度議会の議決をやったんです、議会の議決を。

（花谷委員）

　年明けてからや。

（松井委員）

　ええ。ですからそこは、日程は2014年の年末なのか年明けてからなのかそれはちょっと。どちらにしても法定協議会の協議書は合意されたんです。そのときも一部事務組合というのは入ってるんです。

（土岐委員）

　そらそうですね。

（松井委員）

　ええ。ですから、我々の一つの考え方としては、今、大阪市域の中で、とりあえずスタートの時点で大きな格差にならない形をつくるために一部事務組合というのを取り入れてるということです。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　大きな格差をつくれへんのやったら、そういう制度はやめたらええわけです。何でわざわざそんなややこしいことするんですか。一般的には介護保険事業と高齢者福祉施策というのはセットですよ。基礎自治体でやってセットですよ。高齢者福祉施策だけ、福祉計画だけ別にやってるというのはないですよ。

　じゃあ、お聞きしますけど、介護保険事業を一部事務組合でやってる自治体というのはありますか。

（松井委員）

　ありますよ。

（土岐委員）

　どこにあります。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　守口と……どこかな。

（土岐委員）

　介護保険事業だけですよ、介護保険事業だけを一部事務組合にしてやってる自治体ですよ。

（松井委員）

　門真かな、くすのき連合か何かいうのをやってます。

（今井会長）

　はい、辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　守口、門真、四條畷でつくってる、くすのき連合という団体でやっております。

（松井委員）

　やってます。

（土岐委員）

　政令市ではありますか。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　四條畷と守口、門真でございます。

（土岐委員）

　それは高齢者福祉計画も一緒にやってますか。高齢者福祉計画は。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　その場合は、高齢者福祉計画は３市それぞれでつくって、ほんで介護保険計画は一組、一組というか連合でつくってると。だから、そういう意味ではつくってる主体がちょっとずれがあるといいますか、それぞれがつくってる。構成員なので、３市は、それぞれ構成員が構成員の立場で整合をとれるようにしてるということになります。

（土岐委員）

　じゃあ、人口の大きい政令市ではどこにありますか。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　まず、大阪府内では今言った事例で、全国的に……

（土岐委員）

　守口市の人口は何ぼですか。守口市の人口は何ぼです。

（事務局：田中副首都推進局理事）

　約14万ぐらいやったと思います。

（土岐委員）

　14万人ですか。

（事務局：田中副首都推進局理事）

　大体そんなぐらいやったと。

（今井会長）

　手向局長、ちょっとまとめて答えてください。

（事務局：手向副首都推進局長）

　すみません。政令市ではございません。確かに、通常一部事務組合というのは、規模が業務量として少ないというか小さ目のところが、共同でやることによって効率的にしようという趣旨ですので、大阪市のような大きなところがそういう手法をとることはないです。ただ、今回は……。

（土岐委員）

　70万人口のとこは小さいですか。

（事務局：手向副首都推進局長）

　いや、ただ今回は、そういう効率化という……。

（土岐委員）

　今回はって……。

（今井会長）

　土岐委員、理事者がしゃべってんやからちょっと静かに。

（事務局：手向副首都推進局長）

　素案は、効率化という観点ではなく、これは素案のときもご説明申し上げましたけども、特別区間の料金の偏在を、料金格差が生じないということを優先するのか、各特別区ごとにそれぞれ……。

（土岐委員）

　わかりやすく言うてください。

（事務局：手向副首都推進局長）

　各特別区ごとで介護保険事業を行って、料金は異なってもそれぞれの地域で独自の判断をしていくというのは、どちらがよいのかという２つの選択肢が確かにあったと思います。その中で、私どもとして、素案の考え方としては、今現在、大阪市が介護保険料を一律、当然市民は同じ基準で徴収されてますので、その料金格差が特別区に移行して生じないということを優先するということで、一部事務組合の事務としたものでございます。

　ただ、もちろん、この考え方については、もう一つのそれぞれでやるという考え方もありますので、この場でご議論いただいてご決定いただいたら、それに沿って協定書をつくるということになると思ってます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　それはニア・イズ・ベターと言えますか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　料金をどうするかという話と、各特別区ごとで事務をする、今小さい自治体では例ということで、介護保険計画は組合でやって各高齢者保健計画を各特別区でやって連携をとるという手法も現実はありますので、組合で保険事業をやりながら、各高齢者施策について特別区でやっていくことをもって、それでニア・イズ・ベターができてないというものではないと思っております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　高齢者施策は特別区のほうで行うということであれば、私もニア・イズ・ベターは十分成り立ってると思いますし、これ、一組から特別区の方に、介護保険事業を特別区のほうに移した場合、何か財政シミュレーション的にというか、素案が大幅に何か変わるものというのはあるんですか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　財政調整担当課長の芦原でございます。

　介護保険を一部事務組合で実施するということでお示しをしておるんですけども、これを仮に特別区で実施するとした場合にどうかということでございますが、基本的には、財源負担という面に限って申し上げれば、実質的な差は特段生じないものというふうに考えております。すなわち、介護保険給付費全体のうちの半分が被保険者の負担、半分が公費負担と、そういう仕組みでございますけども、その公費負担の部分が国と都道府県、市町村で分担されると。市町村の部分はそのうちの４分の１が……。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　システムは、もちろんそれぞれの特別区で独自に算定できるような形にはしなければならないとは思いますけども、それがコスト増になるかどうかというのはちょっと今すぐ……試算はしておりません。ただ、新たにつくるというものではございませんので、システムは共同化できておりますので、算出のデータはそれぞれの特別区ごとに行うというだけになると思っております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　非常にこれ、僕は重要な議論だと思ってるんです。だからこそこれを早くやってほしかったというのが本当に本心でして。

　これ、もうわかってたことですので。これを早くやってれば、例えば介護保険を特別区に戻したときに影響がないんであれば、じゃあ戻そうかという議論をここできっとできたんです。だから、それを慎重な丁寧な議論とおっしゃっていただくなら、もうちょっと早目にご提案いただきたかったし、それを事務局に僕らも確認できたんです、それを。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　もっと早く言ってほしかったというお声ですけども、私はもっと早く言ってますよね。

（横山委員）

　いえいえ。

（河崎委員）

　委員間討論でしょう。

（横山委員）

　そうです。

（今井会長）

　ちょっとちゃんと言えよ。

　横山委員。

（土岐委員）

　去年の段階でも言ってますよ、この問題については。

（今井会長）

　横山委員。

（土岐委員）

　それを何も聞かないんじゃないですか。

（今井会長）

　ちょっとちょっと。

　横山委員。

（横山委員）

　土岐委員、いいですかね。僕が言ってるのは、委員間協議でここで……。

（土岐委員）

　委員間協議は今日２日目ですよ、これまだ。

（今井会長）

　横山委員、ちょっと。

　土岐委員、ちょっと静粛に。

（横山委員）

　この委員の中で合意がとれれば事務局に言えるんです。でも、各会派でそれぞれに意見を出していれば事務局は動けませんというのを僕は再三再四申し上げてきました。だから、早く介護保険はどうすべきかを委員間で議論して、影響がないのであれば、早くそれは修正するなり議論したらよかったんです。

　介護保険の事業だけでこれもう時間費やし過ぎなんで、ここ、今日は結論は……。

（今井会長）

　出しません、出しません。

（横山委員）

　出ないんであれば、介護保険事業に関しては特別区にいくべきだというご意見は受け承ったんですけども、ほかも含めて……ほかも全部同じ考え方なんですか。介護保険事業は特別区ですけど、その施設……。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　すみません。ほかのこともということなんですけど、ほかのことにいく前に、委員間で協議するので、何を協議すべきかというのは、政治家同士が話し合うんで考え方のとこだけだと思うんです。なので、今まさに委員間で介護保険を特別区に置くのか一組にするのかというのは、究極は特別区間で格差を出してもいいのかどうかというのを政治家が判断する、そこだけだと思うんです。我々は、格差を出すべきではないし、協定書にも書いてるように現行のサービス水準を維持するという目的で一組がいいんじゃないかと言ってますけれども、土岐先生が各特別区に落としたらいいとおっしゃるんであれば、各特別区間の格差を容認するし、各特別区間で格差が出ても現行の水準を維持できるという保証があるということですね。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　そういう保証があるとかそういう問題じゃなくて、問題を言うてるわけですよ。じゃあ、特別区長が介護保険料を下げることはできますか。ニア・イズ・ベターと言うてるわけでしょう。できないやないですか。特別区長のマネジメントでできないじゃないですか。ニア・イズ・ベターではないと。だからそういう制度は根本的におかしいと言ってるわけです。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　介護保険料だけがニア・イズ・ベターの議論ではなくて、高齢者施策が特別区に残ることが、一番独自性を得られることだと思うんです。何といいますか、機械的に人口動態で保険料が決まってしまうことよりは、それは一律で一組で料金を一元化したほうが事務的にも運営しやすいし、不公平感もないんではないかというのが一組に介護保険を入れてる本旨だと思うんです。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　介護保険料は極めて大事な問題で、これはニア・イズ・ベターにしていくべきだと思うんですね。例えばこれが、大阪市の今の介護保険料が日本の中で極めて安いということであれば、しっかり維持して格差をつくらないようにしていこうと、こういう議論はあると思うんですけども、横山委員、今、大阪市の介護保険料、幾らかご存じですか。

　じゃあ知事、ご存じですか。

（横山委員）

　八重樫さん、クイズ方式やめましょう。建設的な議論の話ですから。

（八重樫委員）

　これ、極めて大事な話ですから。

（横山委員）

　クイズ方式じゃなくて制度の議論をしたほうがいい。

（八重樫委員）

　じゃあ知事、ご存じですか。

（松井委員）

　だから、大阪市内の介護保険料の平均数値は、これは事務方で答えさせます。

（八重樫委員）

　これ、極めて大事な話なんで、ぜひ。じゃあ大阪市……。

（松井委員）

　いや、そのクイズはやめて。

（今井会長）

　ちょっと待って。

（八重樫委員）

　吉村市長、ぜひ答えていただきたいと。

（松井委員）

　それは、そういうことこそ事務方に聞いてください。

（今井会長）

　ちょっと事務方、それわかるでしょう。はい、辻本課長。

（八重樫委員）

　じゃあ、言います言います。大体7,900幾らです。

（今井会長）

　わかってたら自分で言いな。

（八重樫委員）

　大事なことは、これが、今、日本の中で、介護保険料のこの金額がどういう位置にあるのかというのは、じゃあ事務方、答えてください。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　大阪市が、まず、全国の中ではかなり高い水準であるのは事実ですけども……。

（八重樫委員）

　はい、はい、じゃあ。

（今井会長）

　ちょっと待って、最後まで。

　辻本課長、きっちり答えて。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　失礼します。政令市の中では最も高い水準となってます。すみません。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　政令市だけじゃないですよ。全国の市町村の中で極めて高い。一番だと思いますよ。これを維持していくためにニア・イズ・ベターにしないという議論ですか、大阪維新の会は。

（今井会長）

　吉村市長。

（吉村委員）

　介護保険の算定の方式って、これは決まってるじゃないですか。大阪市は確かに高い水準にあるんです。高い水準にある中で僕らが言ってるのは、例えば大阪市が10とすれば、この大阪市の今の特別区の範囲はみんな10でいこうというふうな提案してるわけ。でも今、公明党が提案してるのは、これは11の部分と９の部分が出てくる。トータルにすると一緒ですよ。11の部分と９の部分が出ることについて、是としてる案ということでいいんですか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　これこそが、まさに特別区ができたときに、選挙で選ばれた特別区長と特別区議会が介護保険料を安くするために頑張ろうよと、そういう制度にしないといけないと思うんですね。これ、護送団方式で一部事務組合でやってたら、どこも責任とらないでどんどん上がっていきますよ。そういうことでいいんですか。これ、今一番安いところは市町村でいうともう4,000円ですよ。3,900円高いんですよ、もう既に。これ、何の努力もしないで一組にしていくってことですか。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　これ、使ってる量が多ければ、これは高くなるんです。

（八重樫委員）

　努力してない。

（吉村委員）

　いやいや、だから努力する上でね、公明党の意見が、いやこれは今大阪市が10になってるところを11の区が出る、９の部分が出るけども、それを是としてもそれでいくべきだということなのかどうかをまず確認してるんです。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　それを特別区に渡さないと努力をしないということですよ。特別区長が頑張らないじゃないですか。

（吉村委員）

　だから、それはそういう考え方なんですか。

（八重樫委員）

　安くするために。そこを一組にしてしまったら誰も責任なくなりますよ。誰が介護保険料に責任持って取り組んでいくんですか。これから極めて大事な議論ですよ、これは。社会保障をどうしていくか、医療費をどう安くしていくか、抑制していくか、この議論に今の案には答えてないというふうに我々は言ってるわけですよ。それをそれでいいということでいいんですか。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　一部事務組合にも議会がありまして、そこの決定は各自治体に持って帰られますので、一組議会が責任を持つと思うんですけど、いかがでしょうか。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　これ、例えば大阪市の一組でも、ごみの焼却なんていうのは一組でやってます。ごみの量を減らしていこうというのは、これやってるんです。ただ、これは考え方として、それぞれの特別区で介護保険料について、これは、今、例えば大阪市10の部分が、それぞれの区にいって11、９が出るけども、そっちのほうがいいんだというのを公明党さんがおっしゃるんであれば、それは一つの考え方なんじゃないのかなというふうに思いますよ。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　特別区がもしできるとすれば、そこにしっかりとコミットできるような対策を特別区長が責任を持って取り組んでいくかどうか、その制度を今ここで議論してるのであって、そのことを一組にするということは、誰も責任をとらずに、これからもどんどんどんどん介護保険料上がっても、特別区長は誰も責任をとらないということになるわけじゃないですか。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　一組は責任をとらない体制じゃないですよ。じゃあ、今の大阪市のごみ処理は責任とらない体制でやってるんですか。

　だから、これは評価だと思うんですけど、公明党さんが今４つの区に再編するときに上と下が、平均すれば大阪市の平均なるけども、生じても、そっちのがむしろいいんだと言うんであれば、それはきちんと差が生じてもそうあるべきだというふうに言っていただけたら、それが公明党の考え方なのかなというふうに思います。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　だから特別区に割る必要がないということにもなるわけですよ、割ったらできないというんだったら。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　ちょっと八重樫委員にじゃあ、今、270万で１つの介護保険エリアなんですよ。だから、これを70万に４つに分けたほうが、特別区長はマネジメントをしやすいということだけはわかってもらえますかね。270万対１人、70万対１人、どっちのほうがマネジメントをしやすいでしょうかね。いや、まさにそのほうが住民の声は我々は伝わると思ってますけど、どうなんですか。

（土岐委員）

　270万も70万も、そんなん変わりませんよ、それは。

（今井会長）

　山田委員。

（松井委員）

　変わりますよ。270万と70万は大きな差です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　ちょっと、話、変わってきてます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　ちょっと、スタート時点での話でもあるんです。さっき吉村市長もお答えいただきましたけども、結局、これ専決で一部事務組合を決めてしまうというところが、先ほどうちの八重樫委員が言ったみたいに問題があるということ、後の努力がなくなるということなんですよ。専決で決めてしまうということが。だから、ある意味これ特別区設置時に専決処分で今のいわゆる元大阪市長がイレギュラーな形をとってまでこの一組を設置することが、これ、先ほど土岐委員の事務方質疑のときに出した資料ありましたよね、法の趣旨から考えて自然な考え方なのかどうなのか。これ一遍、総務省に文書で確認するというのも一つありちゃうかなと僕思うんですけどね。今の個別の大きい、小さい議論はあるかもしれないですけども。市長が言うように、確かに一組やったら全く市民の意見が届かないかというたら、そんなことはないと思いますよ、私だって、今だって一組というのはあるんですから。ただ、スタート時点でそういうものをつくってしまう専決処分に、もともとの法の考え方として無理があるんじゃないですかということをさっき土岐委員も述べさせていただいたんで、その辺はやっぱり確認していかなあかんのかなというふうに、私自身はそういう意見で思っております。

（今井会長）

　ほか、どうですか。意見を出すということで、ほかないですか。

　守島委員。

（守島委員）

　であれば、システムは共同でやるということは、大阪維新の会はこの素案を支持してるわけなんですけど、そのほうが効率的という前提でやってるんですが、公明党さんは、システムを含めて特別区で全部やって、設置日に関しては一組の機能は全くないほうがいいという理解でよろしいんでしょうか。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今そういう意見がありましたけども、私自身、我々は、システム管理を例えば各特別区の事務とした場合に、一体じゃあそしたらどれぐらいのコストがかかるのかということやはり気になりますし、それが非効率になるからということも考えるんで、それをしっかり見てから判断するというふうに思いますけども、どうですか。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　見てから判断するというのは一番ないかなと思ってます。共同管理をするという前提で効率化するというのが素案になっているんで、じゃあ最初はばらばらにやりましょう、そして立ち上がったらもう一回システム組み直しましょうというのは二重コストになるんで、やっぱり今の段階でどっちがいいかというのは考えておくべきやと思うんで、大阪維新の会としては素案を支持しているというのが今の現状です。

（今井会長）

　吉村委員。

他、ないですか。

　中村委員。

（中村委員）

　今おっしゃったから、実際どれぐらいのコストが上がるのかというのを出したらどうですか。

（今井会長）

　誰に聞いてるん。

（中村委員）

　事務局。

（今井会長）

　事務局、答えれますか。

（中村委員）

　どれぐらい実際コストが上がるのかとかわかりますか。

（今井会長）

　わかりますか。手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　前回の協定書をつくる段に、もともと検討段階では、それぞれの特別区でつくった場合のコストというのを一定想定して、かなり非効率になるということで、専門家にも入っていただいて、やはり共通化できるところは共通化したほうが効率化できるということで、前回の協定書をつくりました。そういう意味で、今回スタート時点で、やはり、こういうシステム経費は安いにこしたことがないので、最初から効率化させるということで共同化を前提に検討しましたので、今回、それぞれ４つつくった場合幾らというのははじいておりません。

（今井会長）

　ほか、ご意見ございませんか。今日は意見をお聞きするということですので、なければ次の項目に進みたいと思います。

　次、税源配分について。素案では、特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分するとともに、特別区間の税源偏在の解消を図るために、必要な財源を大阪府の財源と配分するとし、特別区、大阪府それぞれの税源を記載しています。

　また、財政調整については、素案では、特別区と大阪府それぞれが承継する住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じて財政調整財源を配分するとし、財源配分の方法や考え方、透明性の確保、地方交付税の算定方法、目的税交付金の配分方法などについて記載しております。

　なお、これまでの協議の中では、大阪府への移管事務の一部については財政調整財源を充てるべきではないとの例示を挙げての提案がございましたが、これらの項目について、ほか具体的なご意見等ございますか。

　山田委員。

（山田委員）

　今、財政調整も含めて、事務分担も含めて、全般的なことが、今、議題という形になりましたので、ちょっとこの間、私どもの会派で、事務方質疑も含めて、また大都市・税財政特別委員会でもやってきた議論で、どういうご意見、皆さんあるのかとちょっとお聞きしたいと思うんですけども、我々一貫してこれまで言ってきたのは、大阪市の実施してきた住民サービスの内容、水準が維持できるかというところでいろんな例示を出させていただきました。例えば、この前、一定質疑をさせてもらいましたけども、天王寺動物園の入園料、大人500円、小中学生200円、未就学児及び身体障がい者手帳お持ちの方は、今、無料となってます。市内在住の小中学生と大阪市内在住の65歳以上の方は、今、無料ということで、この天王寺動物園は、地方自治法上は、今、公の施設であります。

　前にも指摘しましたのは、法律に基づいて、地方自治法の第244条の第３項で、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないということが決められてます。そこで、これ事務局に前伺ったときに、これ、大阪市民だけの優遇措置を行うことが、地方自治法上の不当な差別扱いにならないかどうなのか。天王寺動物園、大阪府に移管されます。移管されます。今のサービス、もともと大阪市民だけ受けてますよね。今後、特別区設置制度の導入が正式に決定された後、制度移行時までに大阪府において具体的な内容を検討して判断されるものと考えており、本件に関しては国や府に対する個別の確認は行っていないという事務局の答弁がございました。法律上では差別したらあかんとなってるけど、まだ今の段階では確認してないというご答弁でございました。

　それで、今回もし、特別区設置後に、元大阪市民が受けてたサービス、もともと受けてたんやけども大阪府の事業になってなくなってしまいましたということがあったら、市民に対するだましですよね。うん。どこが良くなったんかという話、なりますよ。当然、今の住民サービスを維持されて当然。ただ、府にいってしまうんで、じゃあ大阪府としては、元大阪市民というだけで、あなたたちだけ優遇しますよということができるのかどうなのか。これができないという基本的な、今、法律の中で、これはやっぱりきちっと確認せなあかんの違いますかということで事務局に問うたけども、してないということやったんで、この辺の皆さんのご意見、お聞きさせていただけば。特に大阪市会議員の方は市民代表して来てますんで、いやいや、損しますけど我慢してくださいと言うんかどうかも含めて、考え聞かせていただければと思います。

（今井会長）

　ご意見ありますか。

（山田委員）

　いやいや、指名するのはちょっとあれです。

（今井会長）

　横山委員。ああそうか市会議員。藤田委員。

（藤田委員）

　非常に建設的なご指摘で、いい質問だと思って、ありがとうございます。先ほども読み上げていただきましたように、不当な差別をしてはならないというふうになってますんで、行政の継続性ですとか、あるいは天王寺動物園ができた経過などを踏まえましたら、今のサービスを維持するというのは不当な差別に当たらないんじゃないかなと思ってますが、確認すべきということであれば確認したらいいんじゃないかなと私も思います。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　同様です。調整財源充てるんで、今の大阪市の支出分が当たってると考えたら、それは別に不当な支出じゃないと思うんで、その法的解釈は事務局にお願いしたいと思います。大阪府大、市大で、市大に入る人も優遇サービスは受けてるんですけど、そうしたものも一緒の考えなんで、それは維持されるべきなんじゃないかなと思いました。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今お話ありましたけど、僕、ちょっと細かい数字までわかりませんけども、橋下市長時代に、天王寺動物園は大阪府域全体を子どもは無償にしてたんですよね。でもそれは、大阪市として市民の税金で負担されてたんじゃないんですか。今でも無償になってますけども、今、市の一般会計で、子どもたちの部分は、数を数えてるかどうかは別にして、市からお金出てるんですよね、天王寺動物園に。そうですよね。これが大阪府にもしなったときは……。

（今井会長）

　はい、ちょっと、どうなん。

田中理事やね。

（事務局：田中副首都推進局理事）

　すみません、副首都推進局理事です。

　動物園、市の施設ですので、補助というよりも、本来入るべき収入が入ってないと、減免してる部分だけ入ってないという理解かと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　当時橋下市長時代にね、府域全体を大阪市が面倒見るのはおかしいということで、あれはだから減免の幅を変えたということですか。

（今井会長）

　田中理事。

（事務局：田中副首都推進局理事）

　すみません、副首都推進局。

　対象者を市内、市民に限定したという形だったと思います。前は市域外の府の方にも適用しておったのを、市民に限定したという形になったと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　そこでお金の計算はどうなってたんですかね。

（事務局：田中副首都推進局理事）

　多分、本来入るべき収入が減ったので、場合によっては全体収入が同じというか……ごめんなさい、支出費が同じだったら、その分、市の持ち出しが増えたという評価になろうかと思いますけど、すみません、ちょっと細かくは知りませんけど、本来入るべき収入が減じた分だけ、その分の市負担というんですか、歳出が増えてるという評価になろうかと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　そうなんですよね。ですから、市の歳出の中で今やりくりをされてるわけなんで、大阪府が天王寺動物園の移管受けた場合は、各特別区の子どもたちに見合う形で特別区の皆さんに、今と同じですよね、負担していただく。大阪府域全体、例えば八尾市だとか東大阪の人たちも無償にするんなら、各市でその見合う負担はお願いしていくという、そういう形で大阪府が調整をするべき話だと思います。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　知事、そういうことでいけば、大阪府の施設になっても、あとよくするかどうかは、特別区、あんたら次第やでということですか。大阪府で責任持って見てくれはんねやったら大阪市民の皆さんには説明できると思います。今のまま、そのままの制度でいきますよと。

（松井委員）

　だから、それは財政調整制度の中で、今、市が負担している部分は大阪府がそれを受けて、仕事が移るわけですから、それを受けて今のサービスは維持するという形になります。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　財調財源じゃないと思いますよ、それ。

　それ、事務局どうですか。

（今井会長）

　ちょっと待って。

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　山田先生に特別委員会のときにお答えさせていただいてるように、選択としては、今は大阪市立の施設ですので市民を対象に減免してると、これが府立の施設になった場合に大阪市民だけを対象に減免できるかということについて、選択の方法としては、それを府民にまで広げるのか、果たして市民だけを減免として継続できるのか、市民だけを減免として継続できるのかというときには、おっしゃったように差別的取り扱いの禁止ということにも抵触しますので、そういうことについて、そういう判断でいくのか、府民にまで広げるのかは大阪府のほうで検討していく必要がある。やはりサービスを維持することを基本として事務を承継するとなっておりますので……。

（花谷委員）

知事守るために違うこと答えんとやな、財調財源ちゃんと聞いてるんやから。

（今井会長）

　ちょっと。集中して集中して。

　はい、どうぞ。

（花谷委員）

　知事守るために違うこと言うなよ。ちゃんと答えろ。

（松井委員）

　そこ、野次、ちょっとうるさい。

（今井会長）

　集中して。

（事務局：手向副首都推進局長）

　財調財源というのは、広い意味で不足分が配分されておりますので、減免額そのものにダイレクトに当たってるとかそういうものではないと思っております。

（花谷委員）

　ほらみてみい。知事が間違うてるて答えんねや。

（今井会長）

　ほかご意見。

　松井委員。

（松井委員）

　どちらにしても天王寺動物園を……

（花谷委員）

　間違うてるんやんか。

（松井委員）

　いや、違う違う、ちょっと静かにしてよ。

（今井会長）

　ちょっとちょっと。集中して。

（松井委員）

　この天王寺動物園の維持管理経費は、今、大阪市から出てるわけですよ。減免してるというのは、その維持管理経費に入ってないという話なんです。足らずは大阪市の財源で負担してるんです、今。

（山田委員）

　わかってるんです。

（松井委員）

　そうでしょう。だから、これを維持管理運営していくのが大阪府に移った場合は、その同等の財源を大阪府に移してもらえないと天王寺動物園の維持管理運営できないですよね。

（土岐委員）

　そらおかしいわ。

（松井委員）

　いやいや、それが移らないと維持管理ができないじゃないですか。

　だから、仕事に見合わせて財源が移るということです。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　今、知事、財政調整の話になったんで。そら元大阪市民の税金ですよ、財政調整財源も府にいくからそこで維持管理する。いや我々は、それはおかしいと思ってるんですよ。府の施設になったんやったら府でやるべきやと言うてるんですよ。それで浮いた市民の税金、財政調整財源が逆に余るから、それで市民サービス、今の特別区にサービスすればええという考え方、まあそこは違うんかもしれないですけども、私、さっきから言ってんのは、法律上問題あるでしょうという話なんですよ。それは確認すべきじゃないですか。もし、国の法律上、やはり府の動物園になって元大阪市民だけが優遇できませんよということになるんだったら、ちゃんと市民に説明せえへんかったら、後になって何やねんという話になるということなんで、だから事前にちゃんと調べてくださいよという話なんですわ。そこなんですよ、私が言いたいのは。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　それはずっと言ってて。事務局に法的解釈はちゃんと求めるという話。その前に、政党としての考え方を大阪市会議員に聞かれたんで、であれば収入分、減免されてたんであれば、それは継続すべきじゃないかというのが維新の会の考え方。これは再度考え方は伝えたと思います。それが法的にクリアされるかというのは、事務方でちょっと整理してほしいという話で、それ以上のことは言ってないです。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　会派の考え方としてはわかったんですけども、やっぱり市民の皆さんにわかっていただくためには、こういった問題をクリアにしていかなあかんと思うんですよね、やっぱり。だから、今の時点でどうなるかも、国に法律上はあかんとなってるわけですから、でも、我々大阪市民としてはそういうサービスを享受してるわけなんですよ。これがなくなるんやったらなくなりますと言うておかなあかんわけなんですよね。それをわかっていただいた上でどうですかということを聞かなあかんわけですから。これが丁寧な慎重な議論で、市民にきちっと説明するというスタンスですんで、ここはしっかり国に確認すべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

（今井会長）

　ほか、ご意見ございませんか。

　松井委員。

（松井委員）

　今、市議会の皆さんのご意見はわかりましたけど、それが公明党の府議会も同じ考えなんですか、八重樫さん。要は、天王寺公園が大阪市から大阪府に移った場合は、要は、その運営経費は現状の大阪府の財布の中で全てを見て、大阪市が今まで負担してる部分は、そもそもお金が浮いてくる部分は大阪市内に投資すべきということは、大阪府議会公明党としても一致ですか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　そらそうですよね。制度が変わって特別区になったときに、今の協定素案には、素案には、住民サービスは維持するように努めると書いてあるわけですよ。そこと矛盾するんであれば、それはちゃんと最初から説明してくださいということですよ。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　いやいや、住民サービス維持の矛盾の話じゃなくて、財布の負担の話ですよ。財源の負担の話。要はそれを、天王寺公園を維持管理を市から府へ移すことで大阪府側の負担が大きくなるということですよ。それは今の大阪府議会公明党としてはやむを得ずですね。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　当然、維持するように努めると書いてある、それは知事・市長が守らなければいけないということであって、それでいいとか悪いとか言ってるわけではなくて……。

（松井委員）

　違う、そんなこと聞いてないじゃないですか、八重樫さん。

（八重樫委員）

　ちゃんとそれを事前に……。

（松井委員）

　八重樫さん、ちょっとごまかさんといてくださいよ。

（八重樫委員）

　いやいや。

（松井委員）

　大阪府が、天王寺公園の負担料を、今ある財源で、大阪市側の今の負担を全部横に置いて、大阪府側の財源で充てるということを、公明党の市議団はそう言ってるんですよ、府議団も了解なんですねということを聞いてるんです。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　私は、その前に、この動物園の料金だけではなくてね、今、大阪市がやってるサービスを維持するとなるとダブルスタンダードになりますよと、それでいいんですかということを言ってるわけです。それを、何も言わないで……。

（松井委員）

　何の意味かわからない、それ。

（八重樫委員）

　何も言わないで、ただ住民投票ばっかり言ってるほうがおかしい。ちゃんと説明してからやらないといけない。どう住民生活が変わるか……。

（松井委員）

　八重樫さん、もうちょっとわかりやすく答えてくださいよ。公明党の市議団がおっしゃってんのは、もう具体的におっしゃってるんです。天王寺公園を府に移管した場合は、お金は渡しませんよと、今の大阪府の財源の中で維持管理してくださいと、そこで浮いたお金は大阪市民のサービスを拡充しますと、こうおっしゃってるんです。ということは、大阪府、市域以外の府民の皆さんの負担は増えるということなんです。これを八重樫さんは府議会として了解なのかと言うて聞いてるんです。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　違いますよ、ですからさっきから言ってるのは、そういうダブルスタンダードが本当にできるのか法的なことを確認しろと言ってるわけですよ、山田さんは。

（松井委員）

　何で答えないんですか、八重樫さん。

（八重樫委員）

　何で答えないって、それ知事が間違って解釈してるから言ってるんですよ。

（松井委員）

　ここに傍聴もいてるけど、みんな、質問の内容、この中でわかってない人いてないですよ。八重樫さんの答えが一番わからない。

（八重樫委員）

　知事がわかってないんですよ。

（松井委員）

　いやいや。

（八重樫委員）

　山田さんの質問の趣旨を全然理解してない。

（松井委員）

　違う違う。全然、僕の質問の趣旨、理解しながらごまかすのやめてください。

（八重樫委員）

　もう次いってください。

（今井会長）

　もういいんですか。

　藤田委員。

（藤田委員）

　すみません。今の知事の質問、非常に重要で、もしこれで本当に府議会の皆さんがそれでいいよと言ってくれれば、その分、財源が浮くわけですから、制度として動物園が無料にならなくても、特別区で浮いたお金でその分の補助を打てるんですよ。実質無料にできるんですよ。だから、府議会の方々がみんな、動物園の費用を、仕事だけ受け取るけど、お金は要らないよと言ってくれるかどうかというのは非常に重要です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　その前の前提を疑問視してるんであって、どっちが負担するとかそういう問題じゃないんですよ。ダブルスタンダードになっていいのか、それは法的に大丈夫なのかということを聞いてるんですよ。それを、質問をちゃんと理解して……。

（今井会長）

　ちょっと待って。

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　知事が投げかけられた問題は、公明党さんから具体的な例示を挙げられて、それは大阪府が本来やるべきであってお金は府の金でやるべきやという例は、確かに主張されてますけども、今おっしゃられた動物園の問題はあくまでも減免の話ですので、それを仮に大阪府立になって府民対象に拡大した場合は、その部分は府の負担が追加されるけども、仮に大阪市の市民だけを減免するということで大阪府に引き継いだ場合は、私どもの制度の前提で言えば、財調財源で大阪府は賄えていくと。だから、そこまでは今質問されてなかったんかなと思う。あくまでも減免制度の継続だけで、動物園を渡すけどお金は渡さないという話は、今日、今はされてなかったと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　山田さん、先ほど僕、そう聞こえたんですよ。違うんですね。

　ちょっと静かにしなさい。

（今井会長）

　ちょっとちょっと。集中して、集中してください。

（松井委員）

　天王寺動物園の維持管理は大阪府に渡した場合、今、維持管理経費は市の財源で、その財源は移してもいいという考え方なんですね。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　知事、僕、後でまだほかもあるんですけど、二重負担の問題というのをこれまで散々言うてきたんですよ。

（松井委員）

　いやいや、もうわかりやすう答えてください。

（山田委員）

　今、一例にとってやりましたですけども、いや、私聞きたかったのは、法律上問題ないのかということ、まずそこなんですよ。そこなんですよね。それはやっぱり確認すべきじゃないですかということで……。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　僕が聞いてんのは、仕事が移ったときに維持管理経費はどうするんですかと。

（山田委員）

　基本的に財調財源を使うという制度設計にはもちろんなってますけども、本来の考え方やったら府にいったものは府でするべきなんですよ。ほかのもありますよ、これまで……また後で言おう思ってましたけど、高校の話もそうですよね。だからそれを、財調財源を充てるということにしてしまうと、それは維新の皆さん方は、いやいや、負担は変わらないんですよといつもおっしゃるんですけども、もともと大阪市の皆さんが払ってた税金で同じことするんですから、財調財源という名前を変えて使うから負担変わらないんですよと言うんですけども、いや、それやったら、我々言うてんのは、じゃあ何がメリットなんですかという話なんです。1,500億ものコストをかけて。逆に、これがお得ですよということを何かないんですかということを僕らはずっと指摘してたんですよ。全部府にいっても財調財源使う、皆さんが負担してたから負担してくださいよと。何がメリットあるんですかと。わからないんで、一つ一つ具体的に項目で我々は指摘してたんですけども。

　まあまあ、その話はまた後にしたとしても、今回、今の私の質問というのは、趣旨は、ちゃんと不公平にならないように、法でそうなってるわけですから、確認すべきではないですかということです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　八重樫委員、今、山田委員から、府にいったものは府の今の財布で出すべきとはっきりおっしゃいましたけど、この考え方は公明党の中で府議会も同様ですか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　せっかく今は大阪市民が安くなってるのであれば、府に来たら府税で払いますよと知事がそう言うたらできることじゃないですか。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　僕が言ったらじゃなくて、今これ、市議会、府議会、各会派の代表でやってるんだから、公明党としての意見はまとめてもらわないと。知事が決めたらって、そら責任放棄ですやん。公明党として、府議会公明党はこれでいいんですかと僕聞いてるんです。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　この際、大阪市民の負担をこれから増やさないために、府全部、府民全部対象にしますと知事が決めたらいいわけですやん。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　府民全部を対象じゃなくて、今、山田さんがおっしゃったんは、府に移管した仕事に対しては従来府がやるべきだから、今までの市が負担してた財源はそちらに移しませんと、こうおっしゃってるんです。ほんで府がやるべきだとおっしゃる。これは一つの考え方なんです、考え方。でも、これ例えば誰が知事になろうと、そういう予算編成したときに府議会の議会の同意が要るわけです。だから、公明党府議団としてはこの考え方に賛成なんですかということを聞いてるんです僕は。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　ですから、それが可能かどうか、まず法的に確認をしてくださいということを言ってるわけですよ。ダブルスタンダード……。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　ここは本当に大事なとこでね。市議会で議論してると必ずこの議論は出てくるんですよ。じゃあそれ、府は本当に同じ考え方なんですかと常に問いたいんですけど、問えないんです、府議会がいないから。だから、今ちゃんと言ってもらわないと困りますよ。公明の市議団はそういうふうに明確に言ってるわけだから。府にいったものは府税でやるんですかと。府議会の公明党は二重行政じゃなくて同じ考え方なんですか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　当然、この機会にもし、僕らは反対ですよ、反対ですけども、もしそういうものがあるのであれば、府もこれから同じ制度にしないと不公平になりますからね、同じ制度にしたらいいんじゃないんですか。

（松井委員）

　今、僕らは反対とおっしゃったけど、どういう意味ですか。

（八重樫委員）

　特別区に反対してるんです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今の都構想に賛成・反対は、公明党さんが反対なのはわかってるんです。今の都構想じゃなくて中身の話の中で、事業を、仕事の割り振りと財源がセットになるかどうかを聞いてるんです。

　これ、大事なとこですよ。党としての、公明党として。

（今井会長）

　八重樫さん、答えれるか。

（八重樫委員）

　だから、さっきも言ってるような、もしそうなるのであれば、大阪府下の子どもたち、みんな同じ制度にしないといけないでしょう。それはそういうふうにしたらいいじゃないですかと言ってるんです。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　話、整理していいですか。

府に移管することにはなって、今、大阪市内では動物園の小学生の料金とか減免されるということで、大阪維新の考え方は府にいっても特別区においては減免措置を続けてほしいということを言い切りました。それが不平等ということであれば、府の方にも、小学生にも無料にしようというべきじゃないかというご意見が公明党さんからあって、そこは財調財源以外なので府の負担になりますよということがあって、これを府費負担でやるかという話と、もう一つ、そもそも広域的に移管した事務自体は府でやるかという話が多分一緒になってるんで、そこはちょっと整理して話してもらったほうがよくて、松井委員、吉村委員が言ってるのは、府に移管した事務を府税で賄うかという所を公明党さんに聞いています。今の調整財源でやってる以外の大阪市外での減免措置とかをするんであれば府費負担になっちゃいますけど、それはどうですかということを、多分、知事、市長に公明党さんが問われてることだと思うんで、多分そこの話が一緒になってる。

（松井委員）

　これ大事な話なんですよ、ここが。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　これが一番、府市合わせ（不幸せ）の対立なんですよ。いやそうでしょう、市議会と府議会で違うんだから。

（杉本委員）

　一緒や言うとるがな。

（松井委員）

　だからどこが一緒やいうてんの。ちょっと、もうあのね、自民党は議論入ってないんだから黙っといてよ。

（今井会長）

　ちょっとちょっと。集中して。

（土岐委員）

　そういうこと言うたらいけませんよ。

（松井委員）

　だってそうですよ。

（土岐委員）

　そんなこと、失礼なこと言うたらあきません、それは。

（松井委員）

　だから八重樫さんに僕は聞いてんねん。

（土岐委員）

　自民党さんもちゃんと来てはるやないですか。

（松井委員）

　八重樫さんに聞いてるんです、僕は。これ、もう明確に答えてほしいんです。

　土岐委員は、府へ事業移ったやつは、府が今の財源で負担すべきという考えなんでしょう。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　はい。要するに、それだけこの制度は問題が多いということを言うてるわけですよ。根本的な問題です、これは、せやから。万人が納得できるような状態にはなってないです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　万人じゃなくて、会派で納得できてないんじゃないですか。

（土岐委員）

　そんなことありません。

（松井委員）

　そうじゃないですか。

（土岐委員）

　そんなことありませんよ。

（松井委員）

　公明党として、じゃあどっちなんですか。

（土岐委員）

　今言うたとおり。

（松井委員）

　八重樫さん、どっちなんですか。これ、一つの考え方があるんです、それはそれで。それはそれでね。

（今井会長）

　八重樫委員、ちょっともうまとめて。

（八重樫委員）

　まとめてって。それ、そんなに大きな問題じゃないですよ。どっちかが負担せなあかんのでね。市なのか府なのか、どっちかが負担せなあかんのですよ。ですけども、その前にこの制度が法的に大丈夫かを確認しろと言ってるんですよ。

（土岐委員）

　そうです。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　すみません。先に府費負担かどうかという話、片づけたいんで、動物園、ちょっと離れていただいて、高校、先ほど……。

（土岐委員）

　何で勝手に変えるん。

（藤田委員）

　先ほど山田委員がおっしゃった高校について、今、大阪市でも運営してる高校を府に持っていきますというときに、その運営費は、我々は財調基金を充てるべきと言ってますけれども、公明党の府議団としてはそれは府費で見てくれるということなんですか。

（土岐委員）

　そういう制度になっとんねや。

（今井会長）

　意見ないんですか。

（守島委員）

　そういう制度にはなってないです。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　大丈夫です。

（今井会長）

　もうないですか。

　松井委員。

（松井委員）

　僕、八重樫さんに聞きたいのは、協議書を取りまとめるときに一番基本になるのが、仕事見合いで財源が分かれるかどうかのところのそこを、各会派が意見、市議会、府議会が一致しないとまとまらんのですよ、これは。僕らは仕事見合いで財源が移動する、この考え方です。

　先ほど、土岐委員、山田委員は、仕事見合いで移動じゃなくて、そもそも広域の部分については仕事だけ移管すると、こういう考えです。でも、それでは今の大阪府の財布の中から新たな仕事に財源が負担されるということですから、これは非常に厳しくなると。これを公明党の中で意見が一致してるんですかということを聞いてるんです。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　一致してるとかいうのは、それは、この制度、素案そのものに問題があるからですよ。それを指摘してるわけ。それやったら、もっとほかの分市という方法やったらそんなことせんでええわけですよ。そういう案は何で出してこないんですか、そしたら。凝り固まったこの案で全てを考えようとするからそういう結論になるんです。間違うてます、それは。

（松井委員）

　いや、間違うてないです。

（土岐委員）

　間違うてますよ。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　あのね、要はそこが、これが今まで府市対立してきたことでしょう。やっぱり同じ政党で……。

（土岐委員）

　そんなことは言うてませんよ。

（松井委員）

　同じ政党でまず意見まとまらない。

（土岐委員）

　そんなことは言うてませんよ。

（松井委員）

　そらそうじゃないですか。

（土岐委員）

　そんなことは言うてませんがな。

（松井委員）

　大阪府と大阪市は重なり合ってるエリアなんだから。

（花谷委員）

　動物園のことで文句言うたことないで。

（松井委員）

　だからまとまらないと。政党の中で意見が違うから、こういう議論をしなければならなくなってるんです。

（土岐委員）

　そんなことは言うてない。ですから、私たちが指摘してるのは、制度に問題があるということを指摘してるわけですよ。一部事務組合についても、職員制度についても問題があるということを指摘してますねん、せやから。それを押し通そうとするから進まないんですよ。無理があるんです、それは。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　問題ある点を指摘していただいたらいいんですけど……。

（土岐委員）

　じゃあ変えるんですか。

（守島委員）

　松井委員が言うてるのは財調基金じゃなくて、基本的に府に移管する事務は府費負担にするということをもって今の制度があかんと言うんであれば、そもそももう前提条件ががらっと否定されてるんで、もう合意なんかできないということになりますけど。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　そういうことで、大きな方向性として、府に移管する事務と財源は一緒に移管するというベースがあってですよ、ベースがあった上で、天王寺動物園の減免の件や、そういう細かい例が出てきているのか、もしくは、もしくはですよ、そもそも制度そもそもが納得いかないのかという話なんです。

（土岐委員）

　制度そのもの。

（横山委員）

　制度そのものが納得いかないという話であれば……。

（松井委員）

　やる気ない。

（土岐委員）

　だって言うてるやない、一部事務組合はおかしいと言ってきてるわけですよ。

（横山委員）

　いえいえ、一組じゃなくて財調。

（土岐委員）

　ほかのことについても。財政調整制度についてもおかしいと。

（横山委員）

　山田委員も。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　土岐委員、僕は土岐委員と何度もお話ししてて、公明党さんが特別区反対なのはわかった上で、この法定協議会に参加されたんですよね。それをお願いしたんです、わかった上で。じゃあ、最後は、公明党さんは、これは住民が決めんねんから100点満点にはなれへんけども、協議書はつくろうということで参加されたと思うんです。ところが今になったら、協議書つくるつもりなかったということじゃないですか、それやったら。

（土岐委員）

　そんなこと言うてない。それはね……。

（今井会長）

　土岐委員。

（松井委員）

　いや、そこが一番重要です。

（今井会長）

　土岐委員、ちゃんと答えてください。

（土岐委員）

　これは議論ですからね、何も究極の結論を求めるべきではないですよ。まだこれは話し合いの過程ですよ。何を言ってるんですか。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　過程で基本的な考え方が一致してもらえないと、そもそも法定協議会、まとまらないんです。

（土岐委員）

　だから修正しなさいと求めてるやないですか。一個も聞けへんやないですか。

（今井会長）

　松井委員。

（土岐委員）

　資料を出してくださいと言うたかて、資料出てこないやないですか、８カ月たっても。

（松井委員）

　その８カ月前の話ね、されても……。

（土岐委員）

　いやいや、現実そうやないですか。

（松井委員）

　今、資料をまとめるに当たって……。

（土岐委員）

　やると言うたやないですか、資料まとめると。

（今井会長）

　ちょっと静かに、静かに。

（松井委員）

　公明党さんの考え方をまとめてもらわないと資料まとまらないじゃないですか。党で。

（土岐委員）

　前、出すと言いはりましたやん。

（松井委員）

　要は仕事の見合いでお金が移動すんのかどうかの考え方です、基本的な。そこは公明党さんの考えがまとまらないと資料をつくれないじゃないですか。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　いや、うち別に府市合わせ（不幸せ）ちゃいますよ、全然。

（松井委員）

　いやいや、答えが違うから。

（山田委員）

　いやいやいや。今、横山委員がおっしゃったように、僕らはそもそも、反対ですけども、そんなんほんまに反対やったらこんな議論しませんやんか。財調制度だって、下水とか消防は充ててもね、という話はしてるんですよ。でも、ほかの分はおかしいでしょうということをずっと言ってきてるのに、もう全然一切変えようとしないという部分があるから言うてるわけで、別にそもそも論に反対してるわけではないです。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　じゃあ、府にいく分の事務は、基本は当該財源を充てるという制度自体には賛同いただいてるということですね。ただ、ただですよ、いく事務に関して、それは二重負担になる事務があるんじゃないのということであればですよ、あれば、その公園事務のような、そうであれば、公園事務の具体例のように挙げていただいた上で、こういう委員間協議で、そらほんなら何個か修正というか見直さないといけませんねというのを事務局に投げれば、そこで初めて素案の修正の議論ができたんです。というのは、僕らは素案の方向性を言う、皆さんはそもそも港湾とか下水だけだと、ほかは全部府で見ろという、ここのすれ違いの上でですわ、事務局は動けなかったんです、もう１年半にわたって。これ、何回も僕は、委員間協議でここの方向性……。

（今井会長）

　横山委員に申し上げます。もう時間が来ておりますので。

（横山委員）

　失礼しました。やめます。

（今井会長）

　ありがとうございました。非常に白熱する議論でしたけど、時間が参りました。本日の委員間協議についてはこれで終了といたします。

　本日が現在の議員任期での最後の法定協となります。会長としても、これまでの議論を総括して、スムーズに新たなメンバーでの議論に移行できますようにしていく責任があると思っております。こうしたことから、５月以降、新たな議会のもと速やかに協議を再開して協定書の取りまとめに進んでいけるよう、私のほうで工程表を作成しております。資料を配付いたします。

　集中して聞いてください。

　それでは説明をさせていただきます。

　まず、基本的な考え方ですが、これまで、29年６月の設置以来１年８カ月、23回にわたって会議を開きました。事務局質疑は十数回を重ね、委員間協議もようやく始まりました。残るは委員間協議で協定書記載事項などを決定していくことになります。知事・市長の任期や公約、法定協での議論の進捗状況、あるいは効率的な実施を考えると、11月の知事・市長のダブルの選挙戦に合わせ協定書を作成し、議会の議論を経て住民投票を行うのがベストと考えております。こうした考え方のもと、11月の住民投票に向けたスケジュールを組んでみたわけであります。見ていただきたいと思います。

　まず、統一地方選の後、即位の礼などを経て、新議員による府市の両議会が５月下旬、通常は５月20日の週のころと思いますが、開かれますので、閉会後、速やかに新たな委員を選出となります。協議会を再開して、６月下旬に協定書案を取りまとめられるよう、週１回ペースで開催を予定したいと思います。必要な場合は集中審議を実施してみたいと考えております。熟議を尽くせ、ということもありますので、４回以上、場合によれば集中審議となります。

　再開１回目を５月27日の週に実施、３月までの到達点を確認して、４区Ｂ案で区割りを決定、その上で国への事前協議が必要な事務分担、税源配分、財政調整から委員間協議を再開したいと考えています。

　その後、続く６月３日の週で、事務分担、税源配分、財政調整に加えまして、２月に委員間協議を行いました区の名称、区域、議員定数などについて方向性を確認できればと思っております。国への事前協議がございます。ここから国への事前協議がスタートをします。あわせて、残る協定書記載項目であります組織体制、財産・債務、設置の日などについて委員間協議を実施したいと考えております。

　続く６月10日の週になりますと、組織体制、財産・債務、設置の日などの方向性を決定、できましたらこれまでの協議を踏まえた協定書案を提示したいと思っています。

　一度見ていただいた上で、６月17日の週で、国との事前協議の結果も踏まえ協定書案を取りまとめ、大都市法に基づく国への、ここで正式協議がスタートいたします。前回の例で申し上げますと、国協議に40日間費やしております。少し幅を持たせまして、８月20日ごろに国協議結果を踏まえて法定協として協定書を決定したいと思います。知事・市長にそこで送付となります。

　非常に日程がタイトなため、８月臨時会あるいは９月定例会を前倒ししていただくことが必要となります。８月下旬あるいは９月初め、知事・市長から協定書議案を提案していただきます。議会審議を経て９月20日ごろに議会承認となる予定です。その後、議会審議結果が知事・市長から法定協に通知をされ、通知を受けた日を大阪市選挙管理委員会に通知をいたします。大都市法では、法定協が通知を受けた日から60日以内に住民投票とされております。したがって、11月24日に知事・市長ダブル選挙に合わせて住民投票をしたいと考えております。

　11月の住民投票に向けては、以上のような工程によることが考えられます。行政的、実務的スケジュールで、これが一番タイトで厳しい日程感です。住民の意思を最終確認する住民投票の重みを考えまして、委員の皆さん方はもとより、このスケジュール感で、大阪市民の皆さんにもこのスケジュール感を共有していただきたいと考えております。この工程表に沿って、統一地方選の後、速やかに法定協を再開し、進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

（土岐委員）

　異議あり。異議あり。異議あります。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　異議あります。そういうスケジュール感を強引に進めてはいけないと最初に言ったわけです。だめです、それは。こういうことはのめません。

（横山委員）

　スケジュールについて。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　皆様に、特に公明党委員各位に申し上げます。我々、実に今まで23回、この後も会長のスケジュールを見たら追加で５回、計28回、採決前に28回の協議会を開く予定です。この中で、２年近く丁寧で慎重な議論を進めてきました。今さらになっていろいろちゃぶ台返しのご提案もいただいておりますが、これは、僕らからしたら、しっかり丁寧な慎重な議論を行ってきたという認識でございます。

　事務局、すみません、資料の配付だけお願いします。

　一度配られた資料です。皆様、ご承知おきのとおり……。

（花谷委員）

　これは何の時間なんですか、会長。

（今井会長）

　進めさせていただきます。進めさせていただきます。

（横山委員）

　我々と公明党さんでお約束させていただいた合意書でございますんで……。

（今井会長）

　もうこれで終わりますんで。進めさせていただきます。

（横山委員）

　一度、自民党の花谷委員が……。

（土岐委員）

　もう終わってますねん。異議ありと言うてますねんから。

（横山委員）

　これだけしっかりした……。

（土岐委員）

　そんなんもう議論ないですよ、そういうことは。

（今井会長）

　進めさせていただきます。

（土岐委員）

　何を言うてるんですか。

（横山委員）

　ここに記載のとおり、任期中に住民投票を実施すること……。

（今井会長）

　それでは……。

　もうそれでええ。わかりました。はい、わかりました。いきます。わかりました。わかりました。はい。

　それでは、この工程表に異議があるということですので、採決したいと思います。

　この工程表に沿って進めることに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

　起立少数です。

　それでは、以上をもって本日の協議会は終了となります。

　否決されました。

　ほか、ご意見なければ、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。代表者会議はございません。